

ベトナム
国別援助研究会報告書
現状分析編

ベトナム

国別援助研究会報告書

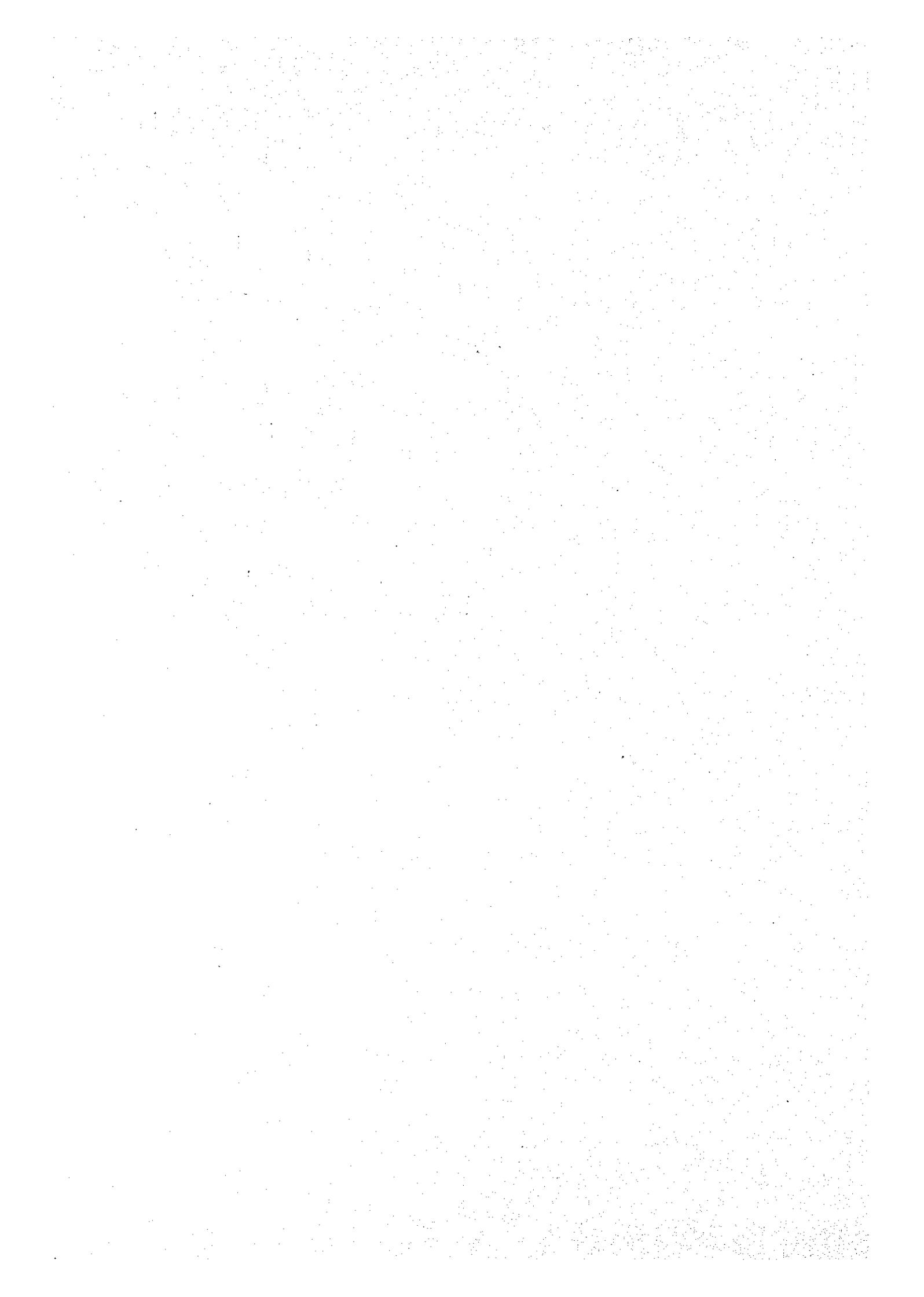
現状分析編

1995年3月

国際協力事業団

総研
J R
95-14

23
36
IC



JICA LIBRARY

1121514 (2)

国際協力事業団

28176

現 状 分 析 編

この現状分析編は、ヴェトナム国別援助研究会（座長、石川滋一橋大学名誉教授）で検討を行うにあたって、タスク・フォースが基礎資料として取り纏めたものである。文体・形式等に不統一な点も見られるが、各執筆者の意向を尊重しあえて全面的な統一は図らなかった。

作成にあたり、ご指導ご助言を頂いた委員・関係者の方々に厚く御礼を申し上げたい。なお、ここに述べられている見解、有り得べき誤り等はあくまで各執筆者に帰属するものであり、研究会の意見を必ずしも代表するものではない。

執筆担当者一覧

第1章 自然、歴史、社会・文化		
1. 自然	多田融右	国際協力事業団国際協力専門員
2. 歴史、社会・文化	辻野博司	国際協力事業団 社会開発調査部開発調査第一課
第2章 政治、外交概況	佐久間潤	国際協力事業団企画部地域第一課
	遠山裕也	国際協力事業団企画部地域第一課
第3章 マクロ経済	大岩隆明	国際協力事業団 国際協力総合研修所調査研究課
第4章 財政・金融	服部亮三	国際協力事業団国際協力総合研修所 調査研究課研究員
第5章 農林水産業	多田融右	
第6章 鉱工業	村瀬達哉	国際協力事業団 鉱工業開発協力部鉱工業開発協力課
第7章 電力	村瀬達哉	
第8章 交通インフラ・観光	小山伸広	国際協力事業団国際協力専門員
第9章 通信	大和田明	埼玉大学大学院政策科学研究科 国際開発研究コース
第10章 教育	萱島信子	国際協力事業団基礎調査部 基礎調査第三課長代理
第11章 保健医療	鈴木英明	国際協力事業団 医療協力部医療協力第一課長
第12章 貧困	菅原鈴香	国際協力事業団国際協力総合研修所 調査研究課ジュニア専門員
第13章 環境	榎本 宏	国際協力事業団企画部環境・女性課
第14章 開発と女性	菅原鈴香	
第15章 援助動向	遠山裕也	

(役職は当時)

目 次

第1章 自然、歴史、社会・文化	1
1. 自然.....多田融右	1
1-1 国土.....	1
1-2 気候.....	1
1-3 水文.....	2
1-4 土壌.....	3
1-5 生物.....	4
参考文献.....	4
2. 歴史、社会・文化.....辻野博司	5
2-1 概略史.....	5
2-2 社会.....	7
2-2-1 村落共同体.....	7
2-2-2 家族.....	7
2-2-3 民族性.....	8
2-3 宗教.....	8
2-4 少数民族.....	10
2-4-1 ヴィエトナムにおける少数民族.....	10
2-4-2 少数民族についてのいくつかの記述.....	13
2-4-3 華僑社会.....	14
2-4-4 少数民族と鉱物資源.....	14
参考文献.....	15
第2章 政治、外交概況.....佐久間潤・遠山裕也	17
要約.....	17
1. 内政.....	18
1-1 政治体制.....	18
1-2 立法機関.....	18
1-3 行政機関.....	19
1-4 司法制度.....	20
1-5 政党.....	20
1-6 憲法.....	20
2. 外交概況.....	21
2-1 外交全般.....	21
2-2 インドシナ諸国との関係.....	21
2-3 ASEANとの関係.....	22
2-4 中国との関係.....	22
2-5 西側諸国との関係.....	23
2-6 米国との関係.....	23
2-7 日本との関係.....	23
2-8 国防及び軍事支出.....	24

3.	ベトナムにおける民主化の状況.....	24
4.	その他特記すべき問題.....	25
	参考文献.....	26
第3章	マクロ経済.....	大岩隆明..... 27
1.	導入及び経済改革の経験.....	27
1-1	第1期：社会主義化モデル.....	27
1-2	第2期：体制内改革.....	28
	(1) 南北生産システムの接近.....	28
	(2) 2重価格システム.....	30
	(3) 不安定な国際関係.....	32
2.	経済発展の足どり（76年から80年代半ばまで）.....	33
2-1	産業発展.....	33
2-2	貿易.....	33
2-3	財政運営.....	34
2-4	インフレーション.....	34
2-5	価格再調整.....	34
3.	ドイモイの導入.....	36
3-1	物価の高騰.....	36
	(1) インフレーション.....	36
	(2) 生産サイド.....	36
3-2	ドイモイの導入.....	37
3-3	ドイモイ.....	38
4.	ドイモイとその後の経済安定化.....	39
4-1	成長.....	39
	(1) 農業.....	39
	a) 政策・制度の改革.....	39
	b) 実績.....	40
	(2) 鉱工業.....	41
	a) 政策・制度の改革.....	41
	b) 実績.....	41
	c) 国有企業の位置づけ.....	43
	(3) サービス業.....	47
4-2	財政.....	47
4-3	金融動向.....	50
4-4	国際収支.....	51
	(1) 国際収支システム面での改革.....	52
	a) 為替市場の改革.....	52
	b) 貿易参入制限の緩和.....	53
	c) 数量割当の緩和及び関税化.....	53
	d) 直接投資奨励策.....	54
	(2) 国際収支動向.....	55
4-5	投資、貯蓄及び雇用.....	62

5.	おわりに	65
5-1	85年までの改革の意義	65
5-2	85年改革	65
5-3	外貨制約の改革促進的な役割	66
5-4	今後の課題	67
付属1	ドイモイ以前の農業生産・調達制度	91
1.	生産制度	91
2.	農業調達制度	91
付属2	CMEAシステムの概要	93
	参考文献	94

第4章	財政・金融	服部亮三	97
1.	はじめに		97
2.	計画経済下の財政システムとその変容		97
2-1	「財政主導型」から「市場・金融主導型」への移行		97
2-2	財政と国営企業		104
2-2-1	歳入		104
2-2-2	経常支出		107
2-2-3	資本支出		110
2-3	政府間財政関係		112
3.	計画経済下の金融システムとその変容		114
3-1	金融制度の概要		114
3-1-1	銀行制度の変遷		114
(1)	1975-1988年		114
(2)	1988-1990年		114
(3)	1990年以降		115
3-1-2	銀行の地方支店の特質		115
3-2	中央銀行の諸問題		117
3-2-1	財政赤字とインフレーション		117
3-2-2	中央銀行とマクロ経済管理		117
3-3	国営銀行の様態		120
3-3-1	計画経済と金融機関の情報生産能力・期間変換能力		120
3-3-2	融資状況		121
3-3-3	貸出金利の動向		124
3-3-4	国営銀行保有の不良債権		126
3-4	金融的貯蓄の動向		126
3-4-1	ISバランス		126
3-4-2	金融的貯蓄の動員		128
(1)	預金金利		128
(2)	金融機関へのアクセスと金融商品の多角化		130
3-5	工商銀行と農業銀行の事例		132
3-5-1	工商銀行		132
3-5-2	農業銀行		132

4. 伝統的市場経済、金・ドル経済.....	136
4-1 家計の貯蓄・借入れ構造.....	137
4-1-1 貯蓄構造.....	137
4-1-2 借入れ構造.....	137
4-2 金・ドル経済の併存と伝統的経済の残存.....	141
4-2-1 貨幣としての金・ドル・米.....	141
(1) 金・ドルの推定.....	141
(2) 農村の貨幣化の遅れ.....	142
4-2-2 伝統的市場経済の強固な残存と市場の低発達.....	143
(1) 国内市場取引の構成.....	143
(2) 国内市場の統合度.....	143
(3) 地域市場の発達度.....	145
4-3 伝統的市場経済の肯定的役割.....	148
参考文献.....	151

第5章 農林水産業.....多田融右... 157

要約.....	157
1. 組織、機構、制度.....	158
1-1 行政.....	158
1-2 国・公営農場、合作社.....	159
1-3 農地制度.....	160
1-4 農業金融制度.....	160
1-5 国家開発計画.....	161
2. 国家経済上の位置付け.....	162
2-1 生産動向と就業人口.....	162
2-2 生産の現況.....	164
2-3 輸出入の動向.....	168
3. ポストハーベスト、農産加工、流通.....	170
4. 資機材とインフラ.....	171
5. 技術開発、普及.....	172
5-1 試験研究機関.....	172
5-2 高等教育機関.....	173
5-3 普及システム.....	174
6. 農林水産業資源の保全と開発.....	174
7. 優先課題.....	175
参考文献.....	176

第6章 鉱工業.....村瀬達哉... 177

要約.....	177
1. 工業の概要.....	177
1-1 工業の位置付け.....	177
1-2 企業形態.....	181
(1) 国営企業.....	181

(2)	合作社.....	182
(3)	民間企業、生産単位.....	182
1-3	主要工業製品.....	186
1-4	外国投資状況.....	191
1-5	地域格差.....	193
1-6	ヴェトナム工業の比較.....	195
1-7	工業団地、EPZ.....	195
1-8	ヴェトナムの工場の現状.....	196
1-8-1	繊維、縫製.....	196
1-8-2	化学.....	196
1-8-3	機械・金属.....	197
1-8-4	電気.....	197
1-8-5	電子.....	197
1-8-6	その他.....	197
2.	工業分野の主要政策.....	198
(1)	石油・天然ガス関連工業.....	199
①	石油工業.....	199
②	天然ガス工業.....	199
(2)	肥料工業.....	199
(3)	セメント工業.....	200
(4)	製鉄、非鉄金属工業.....	200
①	製鉄.....	200
②	非鉄金属工業.....	201
(5)	エネルギー工業.....	201
①	電力.....	201
(6)	石炭鉱業.....	203
(7)	軽工業と食品加工.....	203
(8)	機械製造、電子工業.....	203
(9)	その他の工業.....	204
2-1	民営化政策.....	204
2-2	外資導入政策.....	205
3.	工業分野の課題.....	205
3-1	市場別の課題.....	205
3-2	法・制度、行政手続きにかかわる課題.....	206
3-3	天然資源の活用にかかわる課題.....	207
3-4	関係省庁の整理・統合.....	207
3-5	セクター振興計画策定.....	207
4.	鉱業.....	208
4-1	石炭.....	208
4-1-1	組織.....	208
4-1-2	埋蔵量.....	209
4-1-3	炭鉱概要.....	209
4-1-4	生産量・輸出量.....	210

4-1-5	消費量.....	211
4-1-6	需要予測.....	212
4-1-7	石炭産業の課題.....	212
	(1) 石炭の品質向上.....	213
	(2) 輸送費及び積込料の低減(運輸インフラ整備).....	213
	(3) 国内エネルギー需要に対応するための石炭 (石炭国内利用の促進).....	213
	(4) 鉱山近代化.....	214
	(5) 組織の統廃合・民営化.....	214
4-2	鉱物資源.....	215
4-2-1	組織.....	215
4-2-2	外国企業の動向.....	216
4-2-3	今後の課題.....	216
4-3	石油・天然ガス.....	216
4-3-1	組織.....	216
4-3-2	石油の位置付け.....	217
4-3-3	供給及び消費状況.....	217
4-3-4	探査の状況.....	218
4-3-5	今後の課題.....	219
	(1) 石油賦存量の探査.....	219
	(2) 天然ガスの有効利用.....	219
	(3) 石油関連産業の立地可能性の検討.....	219
	(4) 石油関連組織の強化.....	220

第7章 電力.....	村瀬達哉.....	221
要約.....		221
1. 電力の概要.....		221
1-1 電力事業形態.....		221
1-2 発電設備状況.....		223
1-3 電力供給状況.....		225
1-4 電力需要状況.....		227
1-5 電力需要予測.....		229
1-6 新規電源開発計画.....		230
1-7 電気料金体系.....		231
1-8 各種国家計画.....		232
1-9 近隣諸国との比較.....		232
2. 電力の課題.....		234

第8章 交通インフラ・観光.....	小山伸広.....	237
要約.....		237
1. 概要.....		238
2. 道路.....		240
2-1 インフラストラクチャー.....		240

2-2	道路輸送.....	243
2-3	道路関連行政.....	245
2-4	国際援助の動向.....	245
3.	鉄道.....	246
3-1	インフラストラクチャー.....	246
3-2	鉄道経営.....	248
3-3	鉄道行政.....	249
3-4	国際援助の動向.....	249
4.	港湾および海運.....	250
4-1	インフラストラクチャー.....	250
4-2	港湾および海運サービス.....	252
4-3	港湾・海運行政.....	253
4-4	国際援助の動向.....	253
5.	内陸水運.....	254
5-1	インフラストラクチャー.....	254
5-2	内陸水運行政およびサービス.....	255
5-3	国際援助の動向.....	255
6.	航空.....	255
6-1	インフラストラクチャー.....	255
6-2	航空行政およびサービス.....	256
6-3	国際援助の動向.....	257
7.	交通部門の課題.....	257
7-1	国際化に向けた課題.....	257
7-2	市場経済への移行に向けた課題.....	258
7-3	開発を促進するための課題.....	259
7-4	交通部門別の課題.....	260
7-4-1	道路.....	260
7-4-2	鉄道.....	260
7-4-3	港湾および海運.....	260
7-4-4	内陸水運.....	260
7-4-5	航空.....	261
8.	観光.....	261
8-1	外国人観光客の動向.....	261
8-2	観光資源.....	261
8-3	観光施設・サービス.....	262
8-4	観光開発の課題.....	264
第9章	通信.....	大和田明 267
1.	電気通信サービスの現状.....	267
1-1	電話普及率.....	267
1-2	国内通信.....	267
(1)	交換機.....	267
(2)	伝送路.....	268

1-3	国際通信	268
1-4	料金	268
1-5	携帯電話	269
1-6	ページング	270
1-7	船舶通信	270
1-8	双方向CT-2サービス	270
2.	政策課題	271
2-1	電話通信サービス事業の近代化	271
3.	運営組織	271
4.	投資課題	273
4-1	設備拡充計画	273
4-2	日本の援助動向	273
5.	課題のまとめ	274
	参考文献	274

第10章	教育	萱島信子	275
	要約		275
1.	教育概観		276
2.	教育制度		278
3.	教育の現状各論		280
3-1	初等教育		280
3-2	識字教育とノン・フォーマル教育		280
3-3	就学前教育		282
3-4	中等教育		283
3-5	高等教育		283
3-6	職業技術訓練		286
3-7	教員養成訓練と教師を取巻く状況		286
3-8	教育財政		288
3-9	教育行政		290
4.	ヴェトナム政府の教育開発計画		290
5.	今後の教育の課題		291
5-1	初等・中等教育の量的・質的改善		291
5-2	職業技術教育の再編と産業界のニーズへの対応		291
5-3	高等教育のネットワーク化と質の改善		292
5-4	教員の質の向上		292
5-5	教育財政の改善		292
5-6	教育行政の改善		293
5-7	教育内容の急激な社会的変化への対応		293
5-8	私学教育の育成		294
6.	我が国の教育協力の可能性		294
6-1	初等・中等教育の量的質的改善		294
6-2	職業技術教育の再編と産業界のニーズへの対応		294

6-3	高等教育のネットワーク化と質の改善	295
6-4	教育行政の改善	295
	参考文献	295

第11章 保健医療 鈴木英明 ... 297

	要約	297
1.	保健医療分野の国家計画	298
1-1	政府の基本戦略	298
1-2	保健医療プログラム	299
2.	保健医療統計	299
2-1	人口の動向	299
2-2	人口動態	302
2-2-1	出生、死亡および人口増加	302
2-2-2	乳幼児死亡	303
2-2-3	妊産婦死亡	304
2-3	死亡および疾病構造	304
3.	保健医療サービス供給体制	305
3-1	保健医療予算	305
3-2	保健医療行政組織	307
3-2-1	保健省の組織	307
3-2-2	保健統計	307
3-2-3	保健医療体制および保健医療機関	308
3-3	保健医療従事者	313
3-4	プライマリー・ヘルスケア	314
3-4-1	安全な水の供給および排泄物処理	314
3-4-2	予防接種	315
3-4-3	家族計画・母子保健	315
3-4-4	栄養改善	318
4.	日本の経済協力実績	318
5.	保健医療分野の課題	319
5-1	保健医療分野の課題	319
5-2	保健医療分野の協力における基本的視点	320
	参考文献	322

第12章 貧困 菅原鈴香 ... 323

	はじめに	323
1.	他のアジア諸国との比較	323
2.	ヴェトナムの貧困の現状	325
2-1	貧困のスケール	325
2-1-1	従来ヴェトナムで使われている尺度による貧困のスケールの把握	325
2-1-2	ヴェトナム生活水準調査(VNLS)による貧困のスケールの把握	326

2-2	貧困層の多い地域及び特に懸念される社会グループ	327
2-2-1	貧困層の多い地域	327
(1)	地域別把握	327
(2)	都市・農村別把握	328
2-2-2	特に懸念される貧困グループおよび社会的弱者	328
(1)	少数民族	329
(2)	女性が実質的に世帯主の家庭 (Female Headed Families)	329
(3)	その他の社会的弱者	329
(4)	失業者及び低雇用者 (Under-employment)	330
3.	貧困に影響を与える主要要因とドイモイの影響	330
3-1	世帯レベルの主要要因	331
3-1-1	不十分な資本	331
3-1-2	不十分または不良な土地	332
3-1-3	不十分な労働力と労働力の質の低下	332
3-2	コミュニティーレベルの主要要因	333
3-2-1	道路への距離	333
3-2-2	就業の機会の有無	333
3-2-3	文化的要因	333
3-2-4	インフラの未整備と不十分な維持管理	333
3-2-5	コミュニティーの結束度、互助組織、貧困層への 支援の有無	334
3-3	地域レベルの要因	334
3-3-1	自然環境	334
3-3-2	地方政府の財政	334
4.	ヴェトナム政府の貧困問題への取り組み	335
4-1	政策的位置づけ	335
4-2	貧困のとらえ方と貧困を測る尺度	335
4-3	ヴェトナムの社会保障制度	336
4-4	ヴェトナムの貧困対策事業	339
5.	ドナーの動向	339
6.	今後の課題	340
6-1	貧困を図る尺度の見直し	340
6-2	貧困関連の政策、事業の立案、計画、実施能力の強化	340
6-3	モニタリングシステム及び早期警告システムの強化	340
6-4	中央政府によるセーフティーネットの確立と予算の再分配 機能の強化	341
6-5	辺境地の地域総合開発	341
6-6	貧困層向けのクレジットの提供	341
6-7	就業機会の提供	341
6-8	インフラの整備	342
	参考文献	342

第13章 環境.....	榎本宏	345
1. 市場化経済移行途上の国に共通の環境問題.....		345
2. ヴィエトナムの環境問題の概要.....		345
3. 環境関連官庁.....		346
4. 環境政策.....		346
5. 法律.....		349
6. 環境モニタリング体制.....		351
7. 研究教育機関.....		351
8. 公害の現状.....		351
9. 森林の現状.....		352
10. マングローブ林、湿原地帯の現状.....		352
11. 生物多様性の現状.....		354
12. 上下水道の現状.....		354
13. 国際協力事業団関連の環境協力.....		356
14. 各援助機関の援助の動向.....		357
15. NGOの活動.....		359
参考文献.....		359
第14章 開発と女性.....	菅原鈴香	361
はじめに.....		361
1. 他のアジア諸国との比較.....		361
2. 法・制度面の検討.....		362
3. 女性の置かれている現状.....		362
3-1 政治分野.....		362
3-2 経済分野.....		363
3-3 社会分野.....		365
3-3-1 人口・保健・医療分野.....		365
(1) 低い男女構成比 (Sex ratio).....		365
(2) 保健、医療サービスの女性の利用状況.....		365
(3) 保健、医療分野で特に懸念される問題.....		366
3-3-2 教育.....		367
3-4 家庭生活分野.....		369
4. 特別に懸念されるグループ.....		370
4-1 女性が世帯主である家庭 (Female-headed family).....		370
4-2 少数民族の女性.....		370
5. ドイモイの影響.....		370
6. WIDへの取り組み.....		371
6-1 ヴィエトナム政府の取り組み.....		371
6-1-1 政策.....		371
6-1-2 組織.....		372
6-2 他のドナー.....		373
6-2-1 国際機関.....		373

6-2-2	二国間援助	374
6-2-3	NGO	374
7.	今後の課題	374
	参考文献	375

第15章	援助動向	遠山裕也	377
	要約		377
1.	1991年までの動向		378
2.	1992年の対ベトナム援助動向		378
2-1	1992年の概観		378
2-2	援助のタイプの動向		380
2-3	無償援助と有償援助の割合		380
2-4	援助ソース別の動向		380
2-5	セクターの傾向		381
3.	1993年の対ベトナム援助動向		381
3-1	1993年の概観		381
3-2	1993年の動向概要		382
3-3	二国間援助		383
3-4	多国間援助		383
3-5	NGOによる支援		384
3-6	セクターの傾向		384
3-7	援助のタイプの動向		385
3-8	無償援助と有償援助の割合		386
3-9	援助ソース別の動向		386
4.	1994年の対ベトナム援助動向		386
4-1	1994年の概要		386
4-2	1994年11月のパリ支援国会合		387
4-2-1	参加国・機関		387
4-2-2	国際機関・各国からのおもなコメント (援助の重点分野等)		387
4-2-3	各国・国際機関によるプレッジ表明		389
5.	インドシナ地域全体の開発支援の枠組みの中でのベトナムへの 支援		393
5-1	メコン経済圏経済協力会議		393
5-2	インドシナ総合開発フォーラム		394
6.	シンガポール、マレーシア、タイ及びフィリピンによるベトナム 援助の動向		395
6-1	シンガポール		395
6-2	マレーシア		395
6-3	タイ		396
6-4	フィリピン		397
7.	OECFによるベトナム援助の動向		398
7-1	OECFによるベトナム援助の動向		398

8. JICAによるヴェトナム援助の動向.....	399
8-1 JICAによるヴェトナム援助の動向.....	399
8-2 JICAによるヴェトナム援助の今後の方向性.....	399
参考文献.....	400
インドシナフォーラムでの各国発言.....	401
援助再開以降のOECDによる対ヴェトナム協力案件実績.....	404
援助再開以降のJICAによる対ヴェトナム協力案件実績.....	409

第1章 自然、歴史、社会・文化

1. 自然

1-1 国土

ヴェトナムは北緯8度から23度にわたり、南北約1,700kmにのびる国であり、国土面積は約332,000km²あるが、平地はその約21%の69,000km²にすぎず、残りは山がちで2,000m-3,000m級の山脈や1,000m前後の高原台地を形成している。平地は北部の紅河デルタと南部のメコンデルタによって代表され、この二つのデルタで平地の81%を占めている。二大デルタ以外には、海岸線に沿う形の海岸平野、中小河川の河口にある小規模なデルタ、山間部に点在する小規模な平地、中央高地の緩やかな起伏を持つ台地が農耕地として利用される。北は中国、西はラオス、カンボジアと国境を接し、東および南西部分はトンキン湾、南シナ海、タイ湾に面し、海岸線は3,260kmに及ぶ。東西の幅は、中央部の最も狭いところで100kmにすぎず、その地域では海岸まで急峻な地形となっている。

1-2 気候

全体としては熱帯モンスーン気候帯に属するが、北部南部あるいは高地低地の違いにより、かなり気候条件が異なる。北部は温暖冬季小雨気候に区分され、年平均気温は摂氏約24度で、七月の最高気温は40度以上に達する一方、冬季一月の最低気温は3~8度まで低下する。中部高原地域は海拔600~1500mの地域で、年平均気温が22~24度、最高気温は36~39度、最低気温は6~7度である。南部のホーチミンは年間の温度差はわずかで、月平均気温はほぼ25度から29度の間で推移する。

降水量、降雨パターンは地形、台風、モンスーンによって影響され、山地では年間降水量4,000~5,000mmに達する地域がある一方、中央南東部では600mmにすぎないところもある。北部の年平均降水量は1,500~2,800mm、南部は1,800~2,500mm、南東モンスーンによる雨季は一般に5月~10月で、この期間に年間降水量の80~90%が、また特にピーク時の9~10月にその70~80%が集中する。また中部海岸地域は7月~10月の間にしばしば台風に襲われるが、南北のデルタ地帯では台風の襲来はほとんど無い。11月~5月の低温乾燥した北東モンスーン、5月~8月の高温乾ばつをもたらす南西モンスーンも農業への影響が大きい。

表1 月ごとの平均気温（摂氏）および降水量（mm）

場所		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
Hanoi	気温	16.1	17.1	20.0	24.7	27.5	28.6	29.1	28.3	27.3	24.8	21.1	18.1
	降水量	20	24	33	106	163	238	268	312	274	150	56	19
Bao Loc	気温	19.3	20.4	21.6	22.5	22.8	22.3	21.9	21.7	21.6	21.5	20.6	19.7
	降水量	48	34	83	172	237	243	412	384	370	318	131	81
Ho Chi Minh	気温	25.7	26.7	27.9	29.0	27.2	27.7	27.4	27.8	27.1	26.9	26.5	26.0
	降水量	14	4	11	52	219	322	293	271	330	267	112	48

注： Bao Loc; 中部高地のLam dong県、標高850m

出所： National Institute of Agricultural Planning and Projection

1-3 水文

ヴェトナムは年間1,500~2,500mmの降水量と8,000~8,500億m³の地表流出水に恵まれているが、地域ごとには、その地形、気候によって差があり、北部の石灰岩地帯、中央から南部の沿岸では全般に不足している。

ヴェトナムの河川数は支流を含め約2,500、その総延長は25,000kmに及ぼされている。南部、北部にはそれぞれ二大国際河川の紅河、メコン河が流れており、また北部には中国の珠江水系支流、中部山地西側にはラオス、カンボジアに流出するメコン水系の支流が流れている。

河川の最大最小流量には大きな差があり、紅河では7-9月、メコン河では8月~10月、中部沿岸では9月~11月に最大となりメコン、紅河両デルタ地帯の耕作面積の10~20%にも及ぶという洪水湛水被害をもたらしている。一般に10~11月の乾季の初めから水位が下がり始め、3月から4月にかけて最低水位となり、河口付近ではメコン河で40~50km上流まで塩水が遡上し、渇水年には塩水遡上の問題が広範に生じる。中部沿岸地帯へと流れる河川はいずれも比較的短く、川床勾配が急で、しばしば洪水や台風の被害を受けている。

地下水の利用は都市周辺での野菜栽培などに使われる程度である。山地部には貯水池はほとんどなく、水源林の伐採も地域によっては深刻な水不足を助長するものとなっている。

ヴェトナムの地表流量のうち、国内からの流出量は2,500~3,000億m³と見積もられ、この約二倍の5,000~5,600億m³が国外からの流入であるといわれる。これに対して国内利水量は現在約300~390億m³で、全体としてはかなりの余裕がある。しかしながら、低平地の水利用では乾季の利用可能水量が重要な因子となり、塩水遡上の問題もあって、これが国際河川の上流部の開発計画にヴェトナム政府が神経質となる理由の一つとなっている。

表2 主要河川流量

河川名	流域面積 km ²	年間平均流出量 10 億m ³	月間流量 百万m ³	
			最大	最小
Upper Thai Bihn	15,180	10.0	2,300	149
Red River	155,000	128.7	24,600	2,440
Ma	28,400	17.8	4,190	326
Ca	27,200	23.6	5,380	590
Thu Bon	10,350	19.3	5,750	601
Se San	11,620	14.1	2,860	262
Srepok	18,480	13.9	3,490	516
Dong Nai	14,800	15.6	3,890	133
Mekong	795,000	505.2	91,800	6,320

出所： General Department of Meteorology and Hydrology

1-4 土壌

ヴェトナムの土壌は一般的にはラテライトもしくはラテライト性の土壌が多く分布しているが、沖積土、玄武岩質土、硫酸酸性土など局所的には変化に富んでいる。特に南北のデルタ地帯には農耕に適した肥沃な沖積土が広範に分布するが、作物栽培上障害となる問題土壌も多く、FAO地域事務所報告によると、陸地面積に対する農地面積割合が20%であるのに対し、同じ陸地面積に対する優良土壌の分布面積の割合は8.4%にすぎないとしている。すなわち、ヴェトナムではすでに農耕地として利用されている土地で、問題土壌の占める面積がきわめて高いことになる。問題土壌としてあげられているものには、急傾斜地、養分欠乏土壌、排水不良土、硫酸酸性土、泥炭地などが上げられている。特に農耕の中心であるデルタ地帯に分布する硫酸酸性土壌は、メコンデルタで160万ヘクタールにも達している。

また中央南部から中部高原地帯に広く分布する玄武岩質土は肥沃で、ゴム、桑、コーヒーの多年性作物の栽培が盛んな地帯となっている。

表3 農耕にとっての問題土壌

	陸地面積比
急傾斜地土	44.8%
強酸性の養分欠乏土	20.4%
排水不良土	12.6%
表土浅層土	4.6%

塩性土	3.9%
砂質、砂れき土	2.2%
亀裂性重粘土	0.9%
泥炭土	0.4%

出所： FAO Regional Office

1-5 生物

ヴェトナムは熱帯モンスーン気候帯に属し、高い温湿度、降水量に恵まれていることから、豊富な動植物が生息している。また低地から3000mを超える高地まで、地形的にも多様性に富んでおり、その気象や土壌条件により、熱帯林、常緑広葉樹林、松などの針葉樹林、また沿岸地帯にはマングローブ林が発達する。さらにその地理的位置から、インドシナ、ヒマラヤ、中国南部との関係が深く、これらの地域との共通種や亜種、あるいは原種と見られる生物の存在も想定され、生物の多様性の保全、あるいは遺伝子資源の利用の対象としても注目されている。

ヴェトナムに生育している植物は、7000種あまりと推定され、この中には用材としての有用樹種を始め、油脂、薬草、野性の野菜や果樹などの林産物として利用されるものも多い。動物では、有名なバンテン牛を始めとして、鹿、シベットなどの大型哺乳類が山岳地帯に生息しているが、その生態や生息数については未だ不明な点が多い。

参考文献

Geography of Vietnam, The GIOI Foreign Languages Publishing House, Hanoi 1992

SPC, UNDP, FAO, WB (1988), Vietnam Agricultural and Food Production Sector Review

海外農業開発コンサルタント協会(1993), 『国別農業農村開発情報収集調査報告書ベトナム』

(多田融右)

2. 歴史、社会・文化

2-1 概略史

主に外国から影響を受けた事がらに焦点を当ててまとめてみた。

■ - 外国の支配下におかれた時代

□ - 独立していた時代

西暦	事件・事項	中国
BC10000 ～ 5000	ホアビン文化	
BC 8000 ～ 6000	バクソン文化 (新石器時代)	
BC 4000	ダブット文化・クインバン文化	
BC 3000	バウチョ文化・ハロン文化	
BC 2000 ～ 1000	フングエン文化・ドウダウ文化・ゴームン文化 (青銅器時代)	
BC 800 ～(25AD)	ドンソン文化 (鉄器時代)	BC221 秦 BC206 前漢
BC 111	■ 前漢(武帝)は南越を征服し、 ■ トンキンデルタからハイバン峠に至る地域を支配 ■ (中部ではチャンパ、南部では扶南が存在) ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	25 後漢 220 三国時代 265 晋 420 南北朝時代 581 隋 618 唐
939	□ 中国から独立 呉朝成立	
968	□ 丁朝	960 北宋
980	□ 前黎朝 □ チャンパを事実上支配下におく	

- 1010 李朝
 中国の官僚制、税制、徴兵制、をとり入れる
 科擧の採用、漢学の奨励
 1127 南宋
- 1225 陳朝
 国字（チュノム）を作る
 貨幣經濟浸透し始める 1271 元
 元の軍隊を撃退する
 明の支配 1368 明
- 1428 後黎朝がヴィエトナム再統一
- 1527 南北分裂（鄭氏・阮氏）
 阮氏、コーチシナを獲得、カンボジアの一部も併合 1616 清
 北部紅河デルタ村落の共同体意識の喪失
 （国内混乱、NOTABLE 層の村落支配）
- 1802 阮朝の再統一（首都フエ）
 フランスの介入始まる
- 1862 フランスのメコンデルタ併合
- 1882 ヴィエトナム全土がフランスの保護領となる
 国字のローマ字化（クオック・ゲー）
 南部のプランテーション化
 東遊運動（越青年の日本留学運動）の興隆、衰退 1912 中華民国
- 1940 日本の進駐
 抗日・抗仏運動
- 1945 日本撤退
 8月革命
 北部に革命政權樹立、15度線以南フランス支配 1949 中華人民共和国
- 1950 北ヴィエトナム、ソ連・中国・北朝鮮と外交關係樹立
- 1954 ディエンビエンフーの戦い
 ジュネーヴ会議、17度線を境界に南北分裂
- 1955 アメリカの介入
 南ヴィエトナムにゴ・ジエム政權できる（アメリカ傀儡政權）
- 1964 北爆開始
- 1975 サイゴン陥落
- 1976 ヴィエトナム社会主義共和国（南北統一）

2-2. 社会

2-2-1 村落共同体

農村においては、農作業等を共同でする必要が多々生じるため、もともと共同体の意識や制度が生まれる土壌があるが、ベトナムでは公田と呼ばれる共有田が存在し、しかもその所有・管理が実質的に各村落にゆだねられていたことにより、より強い共同体意識（村落共同体）が生まれた。

ベトナムにおける村落共同体は北部にのみ存在し、中・南部には存在しない。村落共同体とは、そこで生活していくために行われるさまざまな共同の作業、制度、意識を総称するものであり、冠婚葬祭、農作業などを円滑に行うための手段である。村落共同体は社会主義政策のもとで合作社という形をとったこともあったが、現在も、民間の合作社として、あるいは別の形で存続している、あるいはより凝縮した形で存在している。

2-2-2 家族

ベトナムの家族制は儒教の影響を受けており、血縁の強い絆、祖先崇拜がその特徴である。一人一人は自分を含めて前後9世代の家系の中にきちんと位置付けられている。「BLOOD FAMILY」の長は精神的なよりどころとしての責任を負っている。村落はこうした「BLOOD FAMILY」の集合体であり、村落のいろいろな作業の取りしきりは彼ら「長」の力に依っていた。

儒教では家族は「長」をもたなければならない、「長」は男でなければならないと定めていた。儒教で重要な人間関係は父と子、夫と妻、兄と弟の3つであり、それぞれは上下の別を有していた。

こうした儒教の影響を受けて、ベトナムでは女子より男子の誕生が尊ばれる傾向がある。それは農家にとってより労力となるからとか、男子は結婚後も一緒に生活を共にできるからとかいった実利的な理由より、男子のみが祖先崇拜の儀式を行える、家の跡継ぎは男子しかないとといった理由によるものである。ベトナムの家の特徴は、個人が家に従属するという点である。祖先から現在、そして将来に至る家系の継続が非常に重要なことである。

1984年にThai Binh省のある村落で行われた調査では、男子のいない妻の65.5%がそのことを恥であると思っているという結果が出た。1988年にハノイ郊外の部落で行われた調査では、調査を受けた全員が男子の相続者の必要性を述べ、男子のいない夫は第二妻をもうけることについて、人々は道徳的な悪ではないと考えていることが明らかになった。

家族・親族の財産の相続については、憲法58条は国民に対して所得、備蓄資産、住居、生活資材、生産資材等の所有権を認めると共に、その継承の権利を認めている。

2-2-3 民族性

ここでは国家人口の約85%を占めるキン族について記す。

その民族性について述べる時、特筆すべきは外国の文化がヴェトナム人に及ぼした影響の大きさである。

なかでも中国から受けた影響は大きい。紀元前1世紀からの約1000年に及ぶ中国のヴェトナム支配はさまざまな影響をヴェトナム人に及ぼした。まず宗教（というより道徳、規範というべきか）では儒教の影響がある。「家」の概念、男子家長制、祖先崇拜は中国から儒教を受容する中でヴェトナム人の精神に植えつけられたものである。また、制度面では政治制度、国家統治手段としての科挙、官僚制度がある。文学面では漢文学、漢字の影響がある。現在のヴェトナム語のかなりの部分は漢字に発音・意味の語源をもつものである。かつて独自の表記文字をもたなかったヴェトナム人は、漢字に範をとり「字喃（チュナム）」と呼ばれる文字を考案したのである。そのほか文化全般でも、料理、箸、食器（陶器）、楽器などが中国からヴェトナムに移入してきた。

次にフランスからの影響がある。19世紀初頭から100年以上続いたフランスの介入・支配は、カトリック教の伝播、南部のプランテーション化、ハノイ・ホーチミンの都市計画などに影響を及ぼしたが、なかでも文字のローマ字化（クオック・グーの考案）は、それまで難解さ故に一部の知識人にしか読み書きできなかった文字を一般大衆に普及させるという貢献をした。現在のヴェトナム人の識字率の高さはクオック・グーによるところが大きい。

以上のように中国、フランスから受けた影響は現在も物質的、精神的にヴェトナム人の生活の中にあり、民族性として反映している。

2-3 宗教

ヴェトナム国民は憲法第70条によって信仰・宗教の自由を認められており、いかなる宗教を信仰することもできる。同時に70条は国家の政策に反する宗教活動を禁じており、宗教の政治性には制約がある。

ヴェトナムの宗教は、仏教、カトリック、ホアハオ教、カオダイ教が、宗教人口からいって主なものである。その他、少数民族は固有のアニミズムを信仰している。チャム族はイスラム教（スンニ派）を信仰している。

ヴェトナムにおける生活と宗教の関わりについて、国民の大多数が信仰する仏教を代表にして述べる。

ヴェトナム人の大多数は仏教徒として位置付けられるが、実際にはアニミズム、儒教、道教が日常生活の中に混在あるいは融合している。農村部ではこれらに加えて村の守護神を祭る「ディン（亭）」があり、これは村落結合の中核となっていた。人々の運命観、男子家長制、男女長幼の序、祖先崇拜、「家」の概念、物事を行うに際して「日」「方角」にこだわる、などはこれら複数の信仰の中から出てきたものである。

仏教

ヴェトナムに流布しているのはほとんどが禅宗系の大乗仏教である。6世紀頃に中国から伝来したといわれている。ヴェトナムにおいて特徴的なのは、この大乗仏教に、同じく中国から伝わった儒教、道教が混合して民衆の信仰の対象となっていることである。さらに農村部では、この三教に精霊信仰（アニミズム）が加わる。アニミズムの象徴は「ディン（亭）」であり、ディンの場所は村の中心として集会所として機能している。

カトリック

16世紀にポルトガル人の宣教師がナムディン港に到着したのが始まりとされ、その後のフランスによる植民地時代に信者が増大した。1954年のジュネーブ協定による南北分裂で、多くの信者が北から南に逃げてきた。

カオダイ教

大道三普度教とも呼ばれる。仏教、儒教、道教、キリスト教等の基本教義を総合した混合宗教であり、1919年にゴ・ミン・チェンがサイゴン（現ホーチミン）で創設した。タイニン省に本拠地を置き、同省の70%はカオダイ教徒である。道教は政治集団としての力を持ち、フランス植民地支配、アメリカの介入に反対の立場を取った。現政権には妥協的な姿勢を取っている。

ホアハオ教

加持祈祷が主体の大乗仏教で、フィン・プー・ソーが興した。アンザン省を中心に南西部メコンデルタに信者が多い。

2-4 少数民族

2-4-1 ヴィエトナムにおける少数民族（多数民族であるヴィエット族（＝キン族）以外の民族）

居住地域：丘陵・山岳部、高原部、西Nam Bo平野の一部

民族数：53民族（学説、分類の仕方により若干変わる）

人口：約1000万人（ヴィエトナム総人口の約16%）

各民族の人口は100人程度の民族から100万人以上の民族までさまざま

居住面積：ヴィエトナム国土の4分の3強

一般的傾向：移動式農耕または遊牧によって生活している

ヴィエトナム語を解さない（あるいは余り理解できない）

独自の文化を有する

政府（ヴィエット族）との関係は良くない

範疇：北部少数民族と中・南部少数民族に分けることができる

北部少数民族の特徴：海拔2500m～2000mに住む

居住面積に比して人口が多い（全少数民族の半数以上が住む）

一民族の人口が多い

各民族の居住地域が錯綜している

中・南部の少数民族に比して新しく移住してきた民族が多いようである

中・南部少数民族の特徴：一民族の人口が少ない

各民族の居住地域が地理的に明確に区分できる

ヴェトナム北部から南下してきた民族が多い

南部の少数民族のいくつかは平野部に居住している

北部の少数民族（約500万人）

タイ（Tay）族

人口180万人。最も人数の多い少数民族である。Bang Giang川、Ky Cung川、Lo川、Gam川、Chay川流域にNung族を囲む（あるいは囲まれる）ような形で生活している。水稲以外に他の穀物を作り、家畜を育て、木綿や絹を織る。刺繍、竹、籐の手工芸品を作る。ヴェット族の文化を早くからとり入れ、北部で最も発展した民族のひとつである。

ターイ（Thai）族

人口142万人。その着ている民族衣装の色から赤ターイ族、白ターイ族に分かれる。紅河の西側からThanh Hoa、Nghe An省の高地部まで広域に居住する。Muong Thanh、Quang Huy、Thanh Uyenのような谷間（流域）の穀倉地域に住み、農業、手工芸で生活している。農耕、家畜飼育、刺繍に高い技術をもっている。歌や踊りで表現されるような芸術、文学の才能に秀で、また愛している点で他の少数民族から際立っている。広範な文化遺産や文字で記録された書物を有している。

ヌン（Nung）族

人口116万人。Nung Phan Sinh、Nung Chao、Nung InhとさらにSub-Groupsに分かれる。大部分がCao Bang省、Lang Son省に住み、一部Ha Tuyen、Hoang Lien Sonに散住する。1945年以降、一部はNam Bo平野の東部や中部高原に移動した。最も最近にヴェトナムに移住してきた民族で、タイ族に近く、肉体的に逞しく、勇敢で、戦さ・農耕・交易に秀でている。道沿い、谷間、古代沖積層の上に住む。詩、史実に基づいた民話を豊かにもっている。

モン（Hmong）＝メオ（Meo）族

人口76万人。2～300年前に北部からヴェトナムに移住して、主にHa Tuyen省の山岳部（1500m以上）に住む。鋤と鋤を使用する点が特徴的であり、高地での長期の居住を

可能にしている。とうもろこし、けし、野菜、亜熱帯花果実、豚・特定種の犬の飼育、狩猟で生計を立てている。

ダオ (Dao) 族

人口65万人。モン族より低い海拔700～1000mの高地、主にHa Tuyen省に住む。約600年前にヴェトナムに移住し、遊牧生活を営む。

ムオン (Muong) 族

人口59万人。Vinh Phu、Ha Son BinhからThanh Hoa、Nghe Anに至る三角州に居住する。タイ族に似た文化をもつ。水稻耕作や家畜飼育を行っている。鍛冶や農機具を作る技術をもつ者もいる。ムオン族の居住地域の中に有名なHoa Binh文化があり、紀元前8000年には稲作が始まっていたことが明らかにされている。

その他の少数民族

50000～70000人の民族、数千人の民族、数百人の民族がいる。

中・南部の少数民族 (約400万人)

中部高原部

ザーライ (Gia-rai) 族

人口26万人。Gia Lai-Kon Tum、Pleiku、Khanh Hoa西部、Dac Lacの一部に生活する。焼き畑農業、牧畜、手工芸を営む。

エデ (E-de) 族

人口20万人。Dac Lac高原中央部及びKhanh Hoa西部に住む。定住生活で水稻耕作を営みながら、家畜を飼育し、狩猟を行い、果物を採り、象を飼いならしている。彼らの叙事詩は国中に知られている。

バナ (Ba-na) 族

人口14万人。Gia Lai-Kon Tum、Dac Lacの一部、Binh Dinh・Phu Yenの山岳部に住む。大家族制で多世代がひとつの家に住む。焼き畑、狩猟、採集生活を営むが、一部高い水稻耕作技術をもつものもある。鑄造、織物、陶芸技術は長い歴史をもち高い技術レベルに達している。文化遺産は豊富で、民話とLithophoneの使用が有名である。

ソーダン (Xo-dang) 族

人口80000人。Gia Lai-Kon Tum北部に比較的未開発の状態で生活している。男は狩猟、鑄造、かご細工、女は採集、織物に従事している。

ムノン (Mnong) 族

人口50000人。主にDac Lac、Lam Dongに住む。水稲耕作も知られているが、主に焼き畑、狩猟を行い、特に象の飼育を行うことで知られている。女家長制である。

シテイエン (Xtieng) 族

人口45000人。Quang Nam-Da Nang、Gia Lai-Kon Tumの海岸線に沿った丘陵地域から、ラオスのBoloven高原に居住する。焼き畑の他、狩猟、採集、織物、Dak Pet川の砂金採取を行っている。

南部平野部の少数民族

ホア (Hoa) 族

人口854000人。約半分は19～20世紀初めに移住してきた。ホーチミン市内のCho Lon地区に大部分が住んでいる。多くの者はベトナム市民権を獲得し、勤勉である。南部の経済の主要セクターのほとんどを支配しているといわれる。

クメール (Khmer) 族

67万人。Nam Bo平野の西部、一部は東部に住む。もとはメコン川上流の高地に住んでいたが、かなり早い時期に川添いに下ってきた。水稲耕作を行うが、家畜飼育に高い技術をもつ。絹織物、銀象眼細工、青銅鑄造の手工芸が知られている。

チャム (Cham) 族

人口85000人。Thuan Hai及びChau Dac、Long Xuyen、Tay Ninhの一部に住む。Ngang Pass南部から海岸線添いの平野部に分布する。高度の水稲耕作技術をもち、ダムの建設、灌漑技術、織物技術も有する。漁業にも秀で、交易を行う。古代の石造あるいはれんが造りの建築物の遺跡が有名である。

2-4-2 少数民族についてのいくつかの記述

Majority groupであるキン族に比較して、いくつかの例外はあるものの、少数民族の経済レベルは低い。

人口では16%を占めるに過ぎないが、居住面積は国土の3/4以上を占める。

鉱物資源、森林資源の多くは彼らの住む地域に存在する。

政府は医療（ワクチン接種など）、教育等で少数民族の生活レベルの引き上げに努力はしているが、こうした施策に対する経験不足や相互の信頼関係が未成熟なため、十分な効果を上げていない。

政府の少数民族に対する援助は、具体的な目標がはっきりせず、単に少数民族だからという理由だけで行われている傾向がある。

政府は少数民族の定住化を方針としている（ようである）。

憲法第5条は、国家は各民族平等の政策を採るよう定めており、また各民族は固有の文化（言語、文字、風俗、習慣、伝統）を維持する権利を認めている。

2-4-3 華僑社会

ヴェトナムにおける華僑は、清に滅ぼされた明の残党約3000名が当時カンボジア領土であったハティエンに流れてきたのが起源である。その後ハティエンはヴェトナム領土となり、商業活動によって発展したが、ヴェトナム人商業資本と結託した阮朝の圧迫を受けたり、1978年には政府により華僑資産の没収という目にあいながら今日に至っている。現在では、商業での活動に加え、乗合バスの営業、ホテル建設、食品加工、風俗、インフラ建設にも進出しており、ホーチミンを中心とした南部の経済をほぼ支配しているとも言われている。現在のヴェトナムの経済は、政府（キン族）による北部国営企業対華僑による南部民間企業の対立という図式が成り立つ。

2-4-4 少数民族と鉱物資源

エネルギー鉱物資源

後三疊期石炭：Cai Bau 島からThai Nguyen にかけての北東部、特にQuang Ninh省
(50～50億トン)

Volatile石炭：Ninh Binh からQuynh Nhaih

第四期泥炭：Minh Hai

原油・ガス：南部大陸棚

ウラン：Lai Chau

金属鉱物資源

鉄：Thai Nguyen, Ha Giang, Thach Khe, Nghe Tinh

クロム：Thanh Hoa

マンガン：Cao Bang

チタニウム：Bac Thai, Quang Ninhの中部海岸沿い

錫：Cao Bang, Ha Tuyen, Nghe Tinh

ボーキサイト：Lam Dong, Buon Me Thout, Kon Tum, Pleiku

鉛・亜鉛・銀：Cho Dien, Lang Hit

銅：Ban Sang(Son La)

金：Bong Mieu(Bac Thai), Van Quan, Bac Son(Lang Son), Bac Thai, Hoa Binh,

Thanh Nghe Tinh, Binh Tri Thien, Gia Lai-kon Tum

希土類：中部高原、南部の東地域。世界的にも重要なもので北米最大の鉱山よりの規模が大きい。

非金属鉱物資源

アパタイト：Cam Duong(Lao Cai) 東南アジア最大の数十億トンの埋蔵量

石灰石：北部、中北部

大理石：Bac Thai, Vinh Phu, Hoa Binh, Thanh Hoa, Nghe Tinh, Quang Nam-Da Nang,

高陵土：

水晶：Van Hai(Quang Ninh), Quang Binh, Quang Nam-Da Nang, Tuan Hai

粘土：

ミネラルウォーター：Hai Ba, Kenh Ga, Vinh Hao,

森林資源

1000種類以上の材木用樹木があり、船、にかわ、マッチ、鉛筆、建築資材などに利用できる。約240種の製紙、繊維原料、約115種の樹脂原料、約60種のタンニン、約150種のラック、473種の油、23種のでんぷん、557種の薬草木、458種の精油原料、50種の貴重な竹が存在するほか、森林地域は種々の野生の野菜、果物、動物が存在する。33万km²の国土の半分以上が森林地域である。

主な参考文献

『地球の歩き方フロンティア』、ダイヤモンド社、1989年

『ヴェトナム社会主義国憲法』

石井米雄・桜井由躬雄(1985)、『東南アジア世界の形成』、講談社

梅棹忠夫(1986)、『東南アジア紀行』、中央公論社

菊地一雄(1989)、『インドシナの少数民族社会史』、大明堂

桜井由躬雄(1987)、『ヴェトナム村落の形成』、創文社

松本信弘(1975)、『ヴェトナム民族小史』、岩波新書

三尾忠志、『ヴェトナムの民族、文化とドイモイの特徴』

三尾忠志、『ヴェトナム史年表』

三尾忠志、『ヴェトナム民族と食文化』

G・セデス(1980)、『インドシナ文明史』、みすず書房

NGUYEN TRONG DIEU(1992), GEOGRAPHY OF VIETNAM, FOREIGN LANGUAGE PUBLISHING HOUSE

INSTITUTE OF SOCIOLOGY(1991), SOCIOLOGICAL STUDIES OF THE VIETNAMESE FAMILY, SOCIAL SCIENCES PUBLISHING HOUSE

(辻野博司)

第2章 政治、外交概況

要約

政治

共産党に指導される社会主義共和国である。従来、国の運営は唯一の政党たる共産党があらゆる権限を持ち、マルクス・レーニン主義のもと社会主義建設に向かって邁進するという路線が採られてきた。しかし近年では、とりわけ、イデオロギー色を薄め主権在民をうたいドイモイ路線の全面的展開を国家基本法化した92年の新憲法が公布されて以降、党と国会、政府との間での役割分担化、ドイモイの推進、時代の変化と民意の尊重を重視した政策へと転換が図られている。例えば、大統領制と首相制が導入され、従来共産党とともに政府を指導する立場にあった閣僚評議会が内閣となり、その代表たる首相が閣僚の人事権や政策専決権を有し大きな権限を持つこととなっている。国会についても、共産党の指導のもと憲法・法律の制定のほか、経済社会諸計画を含む内政、外交、国防等の国家の基本政策を決定し、内閣の長たる首相を任命する権限を有するようになった。なお、改正選挙法による選挙が92年7月に実施され、大卒以上の高学歴者や女性議員の数が増えるとともに議員の新旧交替が進んだ。また、少数民族出身の議員も躍進した。

省庁は約20の省庁により構成されているが、ドイモイ政策のもと省庁の統廃合も進められている。

地方の行政区分は、全国50の「省」とハノイ、ハイフォン、ホーチミンの「中央直轄特別市」がおかれている。「省」のもとには「県」「郡」「市」「町」がおかれている。以上の各行政区分にはそれぞれ行政機関として人民委員会が置かれている。

裁判権行使機関として最高人民裁判所、地方人民裁判所と軍事裁判所がある。

外交

従来旧ソ連・東欧との関係が中心であったが91年以降援助が停止したことに伴い、経済主導の全方位外交路線のもと西側諸国との関係改善を積極的に推進している。

91年10月のパリ和平協定締結以降、ラオス及びカンボディアの間には可能な限り安定的な関係を結んでおきたいという姿勢が見られる。

ASEAN各国とはカンボディア侵攻以降対立関係にあったが、現在では経済的な意味に加え中国との政治的な均衡を保つ関係からも連携強化に努めており、95年7月にASEANへ正式加盟する見通し。AFTA、APECへの加盟に向けても準備中。

中国とは91年11月に国交を正常化した。しかしながら、南沙・西沙諸島の領有権等の問題が未解決であり、信頼関係の構築には今暫く時間を有するものと思われる。

西側諸国はカンボディア侵攻以降、対越援助を基本的に停止していたが、91年のパリ和平協定以降、西側諸国との関係は急速に改善されている。93年11月にはドナー国会合が開

催され、総額18.6億ドルに及ぶ援助の供与が表明されるに至った。また同年12月のパリクラブ会合では西側諸国への公的債務約7億9000万ドルのリスケジュールにつき合意された。さらに94年11月のパリ対越支援国会合では総額約20億ドルの拠出が誓約されている。

最後まで懸案となっていたアメリカの禁輸措置は94年2月に正式に解除された。

我が国も92年11月には14年ぶりに455億円の円借款実施により援助再開に至った。さらに、1993年3月にポー・バン・キエト首相が来日。93年11月のドナー国会合では、約600億円の供与を表明。94年8月には村山首相が訪越し、ドイモイ政策に対する積極的支援を表明。その後94年11月の対越支援国会合で我が国は650億円をブレッジし、前年に続き誓約額ベースでトップドナーの地位にある。

1. 内政

1-1 政治体制

共産党に指導される社会主義共和国である。1992年4月に公布された新憲法の第2条では、「ベトナム社会主義共和国は人民の人民による人民のための国家である」「すべての国家権力は労働者階級と農民階級及び知識階層の同盟を基礎とする人民に属する」と規定し、主権が人民にあることを明確に規定している。

また、同憲法のもと、ヴィエトナムでは新たに大統領制と首相制が導入された。それまでのヴィエトナムでは国家評議会が集団元首制を取り、議長がこれを代表してきたが、新憲法では大統領が国家元首となった。大統領は行政権は持たないものの、国家安全保障会議を統括しており、有事の際には大きな権限を持っている。また、共産党とともに政府を指導する立場にあった閣僚評議会が内閣となり、その内閣を代表する首相は閣僚の人事権や政策専決権などが付与され大きな権限を持つこととなった。なお、1992年9月の国会で、大統領には前国防相のレ・ドック・アイン政治局員が、首相にはポー・バン・キエト閣僚評議会議長が、それぞれ選出され現在に至っている。

1-2 立法機関

1989年6月の第5次国会以前のヴィエトナムにおいては、共産党があらゆる権限を持っていた。すなわち、国家政策は党政治局が立案・審議し、国会はこれらの審議された案件を形式的に承認する機能しか持っていなかった。しかし、第5次国会からは、党政治局の権限は国家計画・予算等の基本的事項についての目標の提示までとされ、この提示を受けた閣僚評議会（現在は内閣）が具体的な政策を策定し、国会がこれらについて審議し法制化する、という形で党と内閣の所掌業務が明確化されることになった。

この新憲法は、「国会は最高の人民代表機関かつ国家権力機関であり憲法・法律の制定

権を有する唯一の機関である」と規定している。国会は共産党の指導のもと憲法・法律の制定のほか、経済社会諸計画を含む内政、外交、国防等の国家の基本政策を決定し、内閣の長たる首相を任命する。さらに、国家の活動を監察する。

国会は1院制で任期は5年である。選挙権は18才以上、被選挙権は21才以上の公民に与えられている。新憲法の制定と同時に、国会議員（代表）選挙法の改正も行われ、これにより非共産党員でかつ政治機関・所属団体の推薦のない個人の立候補届出が可能となった。あわせて小選挙区制が導入され、選挙区が92区から158区に変更されるとともに、議員定数は496議席から395議席に削減された。

同法に基づく初めての選挙は1992年7月に実施され、40名の個人立候補者が届出を行なったが、同法の規定するヴェトナム祖国戦線による厳格な立候補資格審査を通ったのは2名であり、この2名はともに選挙では落選した。

ただし、この選挙の結果、大卒以上の高学歴者や女性議員の数が増えるとともに議員の新旧交替が進んだ。また、少数民族出身の議員も躍進した（女性は73名で全体の18.5%、少数民族出身者は66名で全体の16.7%に上っている）。

国会は年2回（通常は6月と12月）の定例会期を持ち、国会の常設機関である国家常任委員会により召集される。国家常任委員会は、国会正副議長とその他の委員により構成され、委員数は国会が規定する。現在の議長は1992年9月の国会において選出されたノン・ドック・マインである。国会の法案、決議の採択には国会議員総数の過半数の賛成を必要とする（憲法改正、議員任期の変更については三分の二以上の賛成を必要とする）。法案の提出権は、大統領、国家常任委員会、民族評議会、国家諸委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、祖国戦線とその加盟諸機関が持っている。

1-3 行政機関

最高行政機関である政府は、首相、副首相、閣僚、その他のメンバーによって構成されている。国会が首相を選出、罷免、弾劾し、首相によって行われる副首相、閣僚、その他政府構成員の任免提案を承認する。首相を除く構成員は国会議員である必要はなく、任期は5年である。省庁は約20の省庁により構成されているが、ドイモイ政策のもと省庁の統廃合も進められている。

地方の行政区分は以下のとおり。1.全国は50の「省」で構成され、そのほか「中央直轄特別市」として首都ハノイ市、ハイフォン市、ホーチミン市の3市がおかれている。「省」と「中央直轄特別市」は同格である。2.「省」のもとには「県」（約430ある）、「郡」、「市」、「町」がおかれている。3.「中央直轄特別市」のもとには都市部には「区」、周辺部には「田園区」もしくは「町」がおかれている。以上の各行政区分にはそれぞれ行政機関として人民委員会が置かれている。人民委員会の行政上の権限は非常に大きく、例えば「省」の人民委員会の委員長は、党内では大臣クラスと同ランクであり、しかも政府からの任命によらないと言われている。このことが、場合によっては行政機構の二重構造を生じさせ、中央省庁の方針の不徹底の原因となっている、との指摘もある。

1-4 司法制度

裁判権行使機関として最高人民裁判所、地方人民裁判所と軍事裁判所がある。また、国会は特別の状況においては、特別法廷を設けることができる。裁判は陪審制度を採用しており、裁判官と陪審員は独立し、法律のみに従うこととされている。検察機関として最高人民検察院、地方人民検察院、軍時検察院があり、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官は国会によって選出、罷免され、その任期は国会の任期と同じ5年となっている。

1-5 政党

ヴェトナム共産党が唯一の政党として存在している。1989年後半以降の旧ソ連、東欧諸国の社会主義体制崩壊後も、ヴェトナム共産党は依然としてマルクス・レーニン主義のもとで、社会主義建設に向かって前進するという路線を掲げ、ヴェトナム政府は複数政党制は認めないという方針を貫いてきた。しかしながら、こうした共産党の完全な一党独裁の姿勢には、近年徐々に変化が生じてきた。

まず、党の役割については新憲法では「国家と社会を指導する勢力であり、党の組織は憲法と法律の枠内で活動を行う」（第4条）と規定し、その権限が国会及び政府との間で明確に分離された点で変化が見られる。共産党自身も、国会の権限強化の必要性を強調しており、今後とも党と政府の分離は維持されるものと思われる。

また、ヴェトナム共産党はドイモイの推進を前面に押し出し、これまでの中央集権的上意下達の官僚主義体制から、時代の変化と民意の尊重を重視した政策へ転換を図っているところである。例えば第七回党大会で、マルクス・レーニン主義に加え、ホーチミン思想がはじめて党の国家建設の指導理念として導入されたことも、こうした動きの一つといえよう。これは、ドイモイの浸透とともに加速されつつある国民の共産党離れを食い止め、支持理解を得るための努力の表われなのである。しかし、1994年1月に行なわれた全国代表者会議においても、「社会主義」と「市場経済」を整合した形での明確な将来のビジョンを提示することができなかつたことから、今後の市場経済化の加速とともに、国家運営は厳しさを増していくとも考えられる。

なお、共産党のほかに政治に参加する組織として、ヴェトナム祖国戦線とヴェトナム労働総連盟がある。

1-6 憲法

1980年に国会決議され翌81年に公布された従来憲法は、その前文においてアメリカを帝国主義者、中国を覇権主義者と定め、ソ連、ラオス、カンボディアを友好国と規定する等イデオロギー色の強いものであった。1992年に制定・公布された新憲法では、このようなイデオロギー色は薄められている。この92年の憲法は、ドイモイ路線実施後5年間の実績を再確認し、ドイモイ路線の全面的展開を国家基本法化したものであるといえる。内容

としては、共産党の一党支配を維持しつつも、法の下での平等な市民権、立法、行政、司法の三機関による国家運営、市場経済の促進、対外開放などを定めている。その特徴は以下の6点である。

- ア. 過去5年間に実証されたドイモイ政策のうち、現実的部分を憲法条文化した。
- イ. 公民に初めて国会・地方議会議員への立候補権を認めた。
- ウ. 共産党高級幹部以外の入閣を認めた。
- エ. 各経済セクター間の公平化を図り、市場経済制を導入する。
- オ. 国有・集団所有の生産手段に対する農家の長期使用権と譲渡権を保障した。
- カ. 外国人の権利の保護及び外資企業の非国営化を保障した。

ただし、この新憲法により、旧憲法における社会主義国家建国という長期的目標が放棄されたわけではない。新憲法は、1991年の第7回党大会で打ち出された「社会主義への過渡期の国家建設綱領」と「2000年までの経済・社会安定と発展戦略」を基本にし、実質的な憲法の想定期間を10年に満たない短期間としている。したがって、新憲法は、あくまでも社会主義建設の第1段階を進めていくためのものと位置付けられているといえよう。

2. 外交概況

2-1 外交全般

1992年憲法は、「政治社会制度の相違に関わらず、世界のすべての国家との間で、独立、主権、領土保全の相互尊重、内政不干渉、平等、互惠を基礎に平和、友好、国際交流と協力を拡大する。」と規定している。従来は、旧ソ連・東欧との関係を主軸としてきたが、1991年以降これらの国々からの援助が停止したことに伴い、経済主導の全方位外交路線のもと、西側諸国との関係改善を積極的に推進している。

2-2 インドシナ諸国との関係

1975年にインドシナ三国の一斉解放が達成されると、ヴェトナムは、1930年のインドシナ共産党結成以降の三国の「戦闘的連帯と友好・協力」を更に発展させるべく、特別の兄弟的結合関係の強化をその重要外交政策に掲げ、インドシナ連邦の結成を意図した。ラオスはこれに同調し、77年には友好協力条約が締結されたが、カンボディア（民主カンブチア）はこの連邦構想を拒否したため、1978年末にカンボディア侵攻が発生。79年2月には、新たに樹立されたカンブチア人民共和国（ヘン・サムリン政権）との間で平和友好協力条約を調印し、ヴェトナム軍の駐留が開始された。

その後、カンボジア問題の政治的解決交渉の進展とともに、ヴェトナムは87年にはカンボディアの中立を認め、88年にはインドシナ連邦を明確に否定した。さらに89年9月には、ヴェトナムはカンボディアからの完全撤退を完了し、91年10月にはパリ和平協定締結によりカンボディア問題は一応の決着を見た。現在のところヴェトナムには、ラオス

及びカンボディアとの間には可能な限り安定的な関係を結んでおきたいという姿勢が見られる。

2-3 ASEANとの関係

ベトナムは、1976年7月に「東南アジア諸国との友好・協力関係樹立の基礎となる4原則」を示し、ASEAN各国との間で積極的外交を開始したが、1978年末のベトナムのカンボディア侵攻以降対立関係となった。しかし、ドイモイの進展した現在では、経済的な意味に加え、中国との政治的な均衡を保つ関係からもASEANとの連携強化に努めている。1993年には地域安全保障の対話の場である「ASEAN地域フォーラム」の正式メンバーとなったほか、ASEANそのものへの加盟希望を繰り返し意思表示してきた。その結果、1994年7月にバンコクで行なわれた拡大ASEAN外相会議においてベトナムの新規加盟につき原則合意された。正式加盟は95年7月にブルネイで開催されるASEAN外相会議の際となる見通しとされている。

ベトナムのASEAN加盟に際し問題となるのは、現時点では他のメンバー国との経済格差が大きく、加盟を果たしても彼等と経済的に対等な関係を結べるかという点である。この点については、ベトナムは、ASEAN自由貿易地域(AFTA)には必ず参加するとの決意表明を行っている。また、94年6月太平洋経済協力会議への準加盟を果たし、95年関税と貿易に関する一般協定(GATT)のオブザーバーとなり、さらに、アジア太平洋経済協力会議(APEC)への加盟に向けても準備中を進める等、ASEAN加盟後他メンバー国に経済的にキャッチアップするための布石として、アジア・太平洋の経済圏へ積極的に参画しようとする努力が見られる。

2-4 中国との関係

中国の間では1991年11月に国交を正常化し、1994年11月の江沢民国家主席の訪越時には、貿易・文化・科学技術協力委員会の設置などで合意がなされている。しかしながら、スプラトリー(南沙)諸島、パラセル(西沙)諸島の領有権、トンキン湾の領海及び中越戦争で不明確となった陸上国境の問題が未解決のまま残っている。

現在、両国ともに国内の経済的發展を第一義としておりそのためには平和的環境が不可欠である、という点で共通の認識があると推察される。したがって今後の両国は、経済や貿易を軸とした表向きの友好関係を保ちながら、様々な局面で政治的な駆け引きを演じて行くものと思われ、両国間に信頼関係が構築されるにはいま暫く時間を要するものと思われる。

2-5 西側諸国との関係

1978年末のカンボディア侵攻以降、スウェーデン及びフィンランドを除く西側諸国は、ヴェトナムに対する援助を基本的に停止した。しかし、1991年のパリ和平協定以降、西側諸国との関係は急速に改善され、1993年11月には世銀とUNDP共催で、22か国17機関の代表が集いドナー国会合が開催され、総額18.6億ドルに及ぶ援助の供与が表明されるに至った。また同年12月のパリクラブ会合では西側諸国への公的債務約7億9000万ドルのリスケジュールにつき合意され、ヴェトナムは重債務国として新トロントスキーム適用対象国とされ、実質的には債務の削減が認められることとなった。

なお、1994年11月のパリにおける対越支援国会合（Consultative Group）においては総額約20億ドルの拠出が誓約されている。

2-6 米国との関係

最後まで懸案となっていたアメリカの禁輸措置は、ヴェトナム政府のPOW（捕虜）及びMIA（行方不明兵）問題への積極的な対応や、ヴェトナム進出を図る米経済界の強い要望もあり、1994年2月に正式に解除された。

その後、95年1月28日には、ヴェトナム戦争終結以来凍結されていた両国資産の返還等に関する2つの合意文書が調印され、これを契機に双方の首都に連絡事務所が開設された。こうした動向から今後アメリカ資本のヴェトナム進出は加速されるものと思われる、さらに、他の西側諸国のヴェトナムへの資本進出が従来にもまして活発化する原因とも成り得よう。

このように、連絡事務所の開設は米越両国の経済的交流を促進することになるだろうが、最終的な両国の関係正常化には、今暫く時間を有するものと思われる。

2-7 日本との関係

我が国も西側諸国とともに、1978年末以降、医療・災害等の人道援助や文化協力の一部を除きヴェトナムに対する経済協力を停止した。しかし、1991年10月のパリ和平協定以降、西側諸国と歩調を合わせ、1992年11月には日越関係の障害となっていた円借款延滞債務問題を解決し、14年ぶりに455億円の円借款（商品借款）を実施、これにより本格的な援助再開の第一歩を踏み出した。さらに、1993年3月にポー・バン・キエト首相が来日した際には、当時の宮沢首相が、ヴェトナムを援助最重点国の一つに位置付け積極的な支援を行なっていくことを正式に表明した。これを受け我が国は、1993年11月のドナー国会合では、参加したドナー国中で最大の約600億円（約5億5千万ドル）の供与を表明した。

また、1994年8月には村山首相が訪越し、キエト首相等との会談において、経済協力や民間投資の拡大によるドイモイ政策に対する積極的支援を表明した。その後94年11月の対越支援国会合で我が国は650億円をプレッジし、前年に続き誓約額ベースでトップドナーの地位を保っている。

さらに我が国は、1995年2月に東京でヴィエトナムを含むインドシナ地域全体の調和のとれた開発につき討議・意見交換を行う場として「インドシナ総合開発フォーラム」の閣僚レベル会合を開催し議長国となる等、今後インドシナ地域において主導的役割を果たしていく姿勢を打ち出している。

このような日本の外交政策は、インドシナ地域の安定がアジア全体の平和及び発展に不可欠であるとの基本的認識に基づくものといえよう。他方、ヴィエトナム側も、最大のドナー国となった日本の協力に対しては繰り返し謝意を表明しており、特に社会インフラ（保健医療、教育、上水道等）整備や経済インフラ（道路、鉄道、港湾、空港等）整備、及び市場経済化に資するための人材開発・制度整備等の分野で、今後とも日本が中心的な役割を果たしていくことを希望している。

2-8 国防及び軍事支出

ヴィエトナム政府は、1988年以来国防戦略の全面的な見直しを行い、歳出抑制の一環として国防費を縮小している。現在の軍隊の規模は下記のとおり。（ミリタリーバランス誌1992-1993による数値）

また、UNDPの「Human Development Report 1994」によれば、ヴィエトナムの1991-1992年の軍事支出対GDP比率は4.8%であった。ラオス、カンボディアのデータは不明であるが、ASEAN諸国の中でもっともGDP比率が高いブルネイでは9%、もっとも低いフィリピンでは1.6%であり、GDP比率の点から言えば軍事支出はそれほど多くないものといえよう。

総兵力：主力部隊85万7千人

陸軍：70万人、14個軍司令部、62歩兵師団、10機甲旅団、15独立歩兵連隊他

海軍：4万2千人（海軍歩兵3万人を含む）、フリゲート艦7隻、沿岸戦闘艦艇等

空軍：1万5千人 4個航空師団他

兵役：18～27歳の徴兵制、兵役期間は3年

3. ヴィエトナムにおける民主化の状況

これまで述べてきたように、ヴィエトナム政府は、ドイモイ政策により市場経済化を進める一方で、政治体制としては一貫して社会主義路線と共産党の一元独裁体制を堅持している。この背景には、政治的な安定が経済発展の前提であり、また、経済的發展が政治的安定を強化するという認識がある。したがって、政治的多元主義や複数政党制は厳しく排

除され、政治的民主化はあくまでも共産党による一元的な支配の範囲内に限定されている。しかしドイモイ政策による経済活動の自由化に伴い、様々な面で民主化への努力が見られる。

注目すべきは、92年の憲法で「ベトナム社会主義共和国は人民の人民による人民のための国家である」と規定し、また「すべての国家権力は労働者階級と農民階級及び知識階級の同盟を基礎とする人民に属する」と規定した点にある。80年の憲法が「ベトナム社会主義共和国はプロレタリア独裁国家である」と規定し、国家権力基盤については労働者階級と農民階級にあると定めていたのに比べると、大きな変化があったといえよう。92年の憲法はまた、はじめて公民を個人の次元でとらえ、労働権、所有権、教育権、信教の自由等につき言及しているほか、一定の制約のもとでの報道、言論、集会、結社等の自由についても触れ、基本的人権へ配慮する姿勢が見られるようになった。さらに、法治国家への移行を目指した法整備（刑事訴訟法、労働組合法、各種税法等が新たに制定）も積極的に行われているほか、省庁の統廃合等の行政改革も推進されている。1992年には、従来30以上あった省庁や国家委員会などの政府機関を27に整理し、その後も継続的に統廃合を進めている。旧南ヴィトナム政権関与者や華僑も再評価され積極的に政府に登用され始めている。国会も本来の審議機能を持つようになった。

このように、ヴィエトナムにおける政治的民主化は、ドイモイを補強する手段として、かつ一党支配体制の許容する範囲内で、極めて緩やかに進められるに留まっている。1995年2月に開催されたヴィエトナム共産党創立65周年記念集会の席上で、ド・ムオイ書記長は「ヴィエトナム人民を指導する唯一の勢力は、故ホー・チ・ミン主席によって創立され訓練されたヴィエトナム共産党である」と述べている。このように共産党は、機会がある度に、自らの一党支配の正当性を強調している。

またヴィエトナムの民主化の現状については、疑議をさしはさむ向きもなくはない。ヴィエトナム国内にも同様の声がある、と伝えられてもいる。しかし、国民にとっては、最貧国の水準にある生活が経済改革により向上していくことが現段階での最大の関心事であると思われることから、当面は政治的な混乱を生じる可能性は少ないと考えられる。

ただし、新土地法に基づき土地所有権の譲渡が認められたことや、資本主義的経営の促進などの経済自由化の一層の動きが、政治的民主化にどのように波及していくのかについては、今後も注意を払う必要がある。

4. その他特記すべき問題

近年では失業問題が深刻化しており、失業率は、1991年現在で労働人口の約20%（約700万人）と推定されている。また、ドイモイの進展にともない、貧富の差が顕在化してきており、都市部と農村部間、あるいは地域間格差等が大きくなっている。この他、密輸や汚職なども大きな社会問題となっている。

参考文献

- 【インドシナ国別情報ファイル】 JICA
- 【ドイモイの国ベトナム】 矢島鈞次・窪田光純 著
- 【ヴェトナム任国情報】 国際協力事業団 国際協力総合研修所
- 【中国の政治経済動向－中国とヴェトナムの政治経済－】 中国政治経済動向研究会
- 【ヴェトナムプロジェクト形成調査（水産分野）調査報告書】 国際協力事業団
- 【東南アジア要覧】 1992 東南アジア調査会
- 【刷新、民主化の実績を見せるベトナム】 三尾忠志 外交フォーラム91年2月号
- 【ヴェトナム－社会主義と経済発展】 坪井善明 世界1992年12月号
- 【ベトナム社会主義共和国憲法（抄訳）】 国際開発ジャーナル1992年10月号
- 【ベトナム、七千万近代化への理想と現実】 岡田臣弘 東亜No.313 1993年7月号
- 【1992年ベトナム憲法の特色について】 1994年1月26日 産経新聞記事、朝日新聞記事
- 【ベトナム 「豊かさ」への夜明け】 坪井善明 岩波新書
- 【現代ベトナム経済・刷新（ドイモイ）と経済建設】 三尾忠志 勁草書房
- 【ベトナム新憲法（1992年憲法）の特徴】 三尾忠志 大東文化大学創立70周年記念論集
- 【ベトナムにとっての社会主義】 古田元夫 国際政治第99号1992年3月
- 【ベトナムにおける「社会主義の道」の堅持】 古田元夫 大月書店
- 【BRIEFING NOTE Socialist Republic of Viet Nam】 1993 UNDP

(佐久間潤・遠山裕也)

第3章 マクロ経済

1. 導入及び経済改革の経緯

1975年統一後のベトナム経済の足どりをフォローするには、時期区分を、第1期：社会主義モデル適用期、第2期：体制内改革期、第3期：体制移行期として区分するのが便利である。なお、この時期区分は、ベトナムにおいては、適用された経済システム・モデルの大幅な変更があり、その結果経済政策体系及び経済の実体が大きな変化を経験していることから、経済システムに大幅な変化が生じた時期によって区分することとしたものである。ベトナムの場合、変化の方針が打ち出されてから実際に経済の実態に大きな影響を及ぼすような、すなわち時期区分の画期をなす諸政策が実行に移されるまで通常2年ほどの時間がかかっているように思われる。実際のところ、第2期、第3期のそれぞれの変革の方針自体は、第2期については1979年の第4期第6回ベトナム共産党中央委員会総会が、第3期については86年末のベトナム共産党第6回党大会においてドイモイ（刷新）が唱えられたのが契機であった。しかしながら、方針の決定から実際に経済実体に影響を及ぼすような諸政策の実施は、第2期の場合は81年、第3期の場合は89年まで待たなければならなかった。また、数多く打ち出された政策それぞれの強度及びその政策がどの程度実効を伴って広範かつ着実に実施されたかは不明確なことも多い。例えば、経済の意志決定システムの分権化の方針自体の源流は、北ベトナム時代の1971年にまで遡ることができるといわれているが^{注1}、実際にその方針に沿った諸政策が広範に実施され始めるのは1981年にはいつてからである。

したがって、以下に各期の概要を記すが、その時期区分には多少の重複が生ずることとなる。

1-1 第1期：社会主義化モデル

第1期は、戦時共産主義とも比肩されるきわめて中央集権的な社会主義モデルの適用が試みられ、そのモデルに基づいて南ベトナムの社会主義化が追求された時期である。しかしながら、ベトナムは、その資本蓄積、さらには消費的支出の一部ですら援助に依存する経済であったこと（後掲別表2参照）^{注2}。また、南部を中心に統一後80年代前半を通じて小売り取引額の50%弱、純商業小売り取引額の40%以上を未組織市場（自由市場）に依存する経済（後掲別表2参照）^{注3}であったこと。さらには、農業合

注1 三尾忠志（1988）

注2 TRAN HOANG KIM (92)は、国民所得に対する蓄積基金と海外からの国民所得の比率を掲載しているが（表3参照）、それによれば、統一後84年までは毎年海外からの国民所得の比率が蓄積基金を上回っている。蓄積基金には通常SNAでは経常支出とみなされるものも含む一方、国民所得には減価償却が含まれておらず正確なことは言えないが、一つの示唆とはなる。

注3 World Bank資料より算出。但し、自由市場価格は公定価格より格段に高かったことを考えれば、物流という観点からは政府の掌握力はより高かったであろうことは注意を要する。しかしながら、貨幣の掌握力という観点からは自由市場はかなりの力を有していたものと考えられる。

作社農民ですら農地の5%、実際にはそれ以上の農地を自留地として実質的な所有（実質的な世襲を含む）を許され、農家所得の50%程度を同地からあげていた^{注4}。こういった経済の実態は、同国の採用した一国社会主義的な自力更正に主眼をおくきわめて中央集権的な社会主義モデルとは大きく乖離したものであった。したがって、このようなモデルに基づく政策に対する経済の反応は決してはかばかしいものではなかったのである。このため、この時期に採用された5ヵ年計画は、具体的には、自然災害やインセンティブの欠如による南北両ヴィエトナムにおける農業生産の低下及びその後の停滞（1980年の籾生産の土地生産性は1959年水準にとどまった）（図1及び後掲別表15、16参照）、農業にその投入を依存した工業部門の停滞（図2及び後掲別表17参照）、過度に重工業化に力点をおいた産業政策の失敗、78年のカンボディア侵攻及び引き続く中国との緊張による国防支出増大、国際関係の悪化など、経済の実態を無視した政府の政策によって、惨憺たる失敗に終わった。また、南の社会主義化にも成功しなかった。

1-2 第2期：体制内改革

第2期は第1期の失敗に基づき、体制内改革として、経済運営の分権化、市場の部分的な活用が試みられた時期である。この体制内改革は一定の成果をもたらした。1982年価格による実質値（推計値^{注5}）でみると、76-80年の年平均GDP成長率が0.3%であるのに対して81-87年は6.2%、一人当たりGDPで見ても前者が-1.9%であるのに対して後者は4%の伸び率となっている。

(1) 南北生産システムの接近

第2期の特色としては、まず、改革の結果、南北間の生産システムが近似するようになったことがあげられる。

これを、農業を例にあげてみる（付属1「ドイモイ以前の農業生産・調達制度」参照）。最終生産物請負制が81年に導入され、生産単位は基本的に農家であることが公認されるようになり、農業合作社は依然として生産手段を独占的に所有するもののその果たすべき機能は後退した。また、所有権は依然国にあるもの合作社の土地は各農家に配分された。さらに、合作社所属の農家は、農業税を除くノルマ分については国との経済契約による農業投入財・消費財との交換、ノルマ達成後の余剰についての自由な処分（自由市場での販売、一定程度市場価格と連動する合意価格での政府への販売等）を認められるようになった^{注6}。他方、個人農の比率がきわめて高い南部においても、個人農と国との食糧売買についての経済契約が実施されるようになった^{注7}。こうした北部を中心とする合作社農業生産システムの改革及び南部における国の譲歩によって、農家の農産物処分方法は

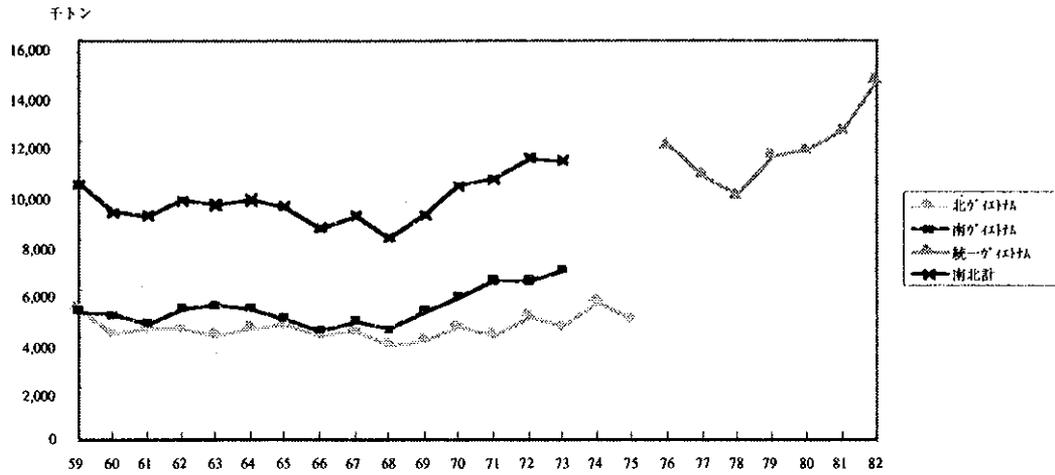
注4 木村哲三郎（1984）、同様な記述はFAO資料にもある。FAOによれば、86年以降はこの5%の上限は公的に緩和された。

注5 この実質GDP推計値は、適当な統計が存在しないため、World Bank 資料から82年価格の国民所得額を算出し、国民所得額に含まれない非物的生産（サービス）及び減価償却額を国民所得の36%としてGDP額を推計した。

注6 最終生産物請負制については、例えば、桜井由躬夫（1991）を見よ。

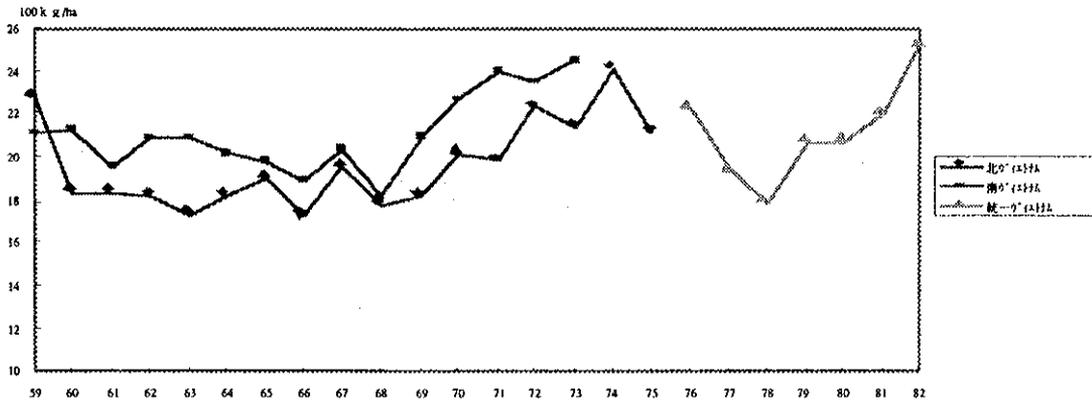
注7 村野勉（1984）

図1-1 統一前後の籾生産量の推移



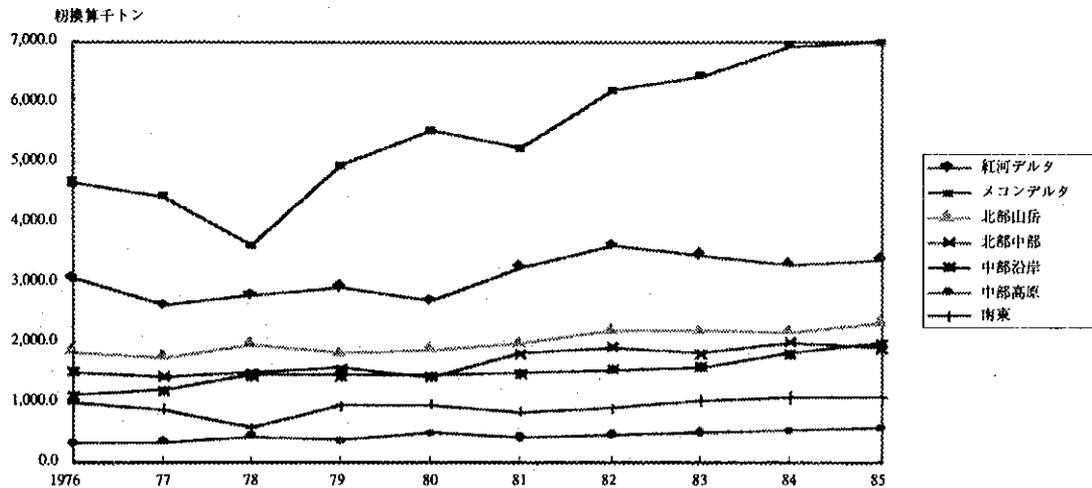
出所： 75年まで木村哲三郎(1984) 76年以降 VO KNAN TRI (1990)

図1-2 統一前後の籾生産土地生産性の推移



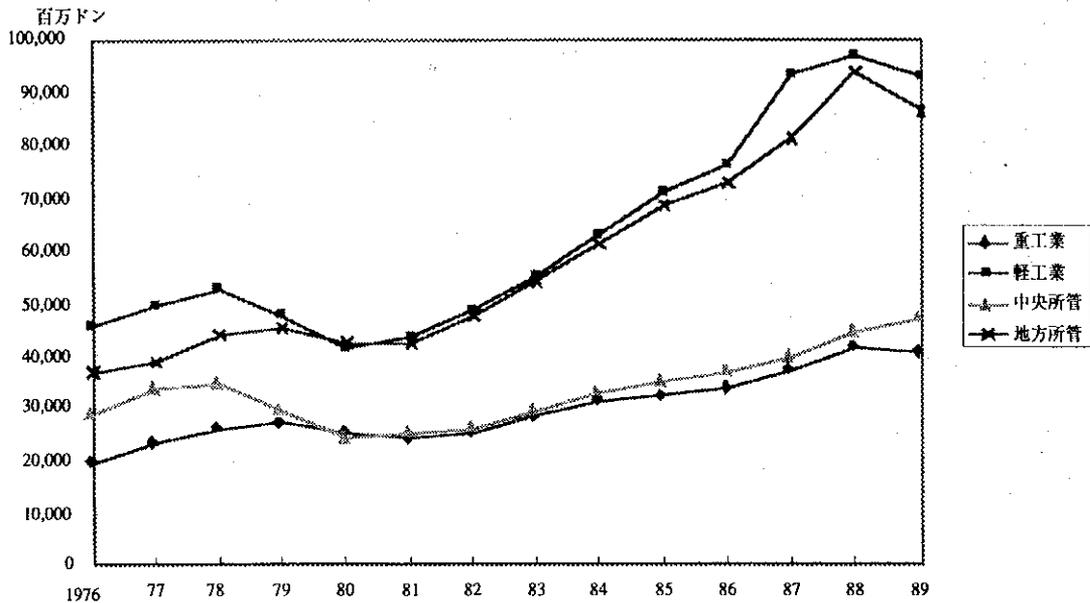
出所： 同上

図1-3 地域別食糧生産76-85



出所： TRAN HOANG KIM (1992)

図2 鉱工業：重軽別、所管別実質生産額の推移
82年価格



出所： WORLD BANK (1993a)

南北で近似するようになり、また、その背景をなす生産システムの近似が生じた。事実、70年代には全く成功しなかった南部での集団化（緩やかな集団化）がこの時期に進展している注8。

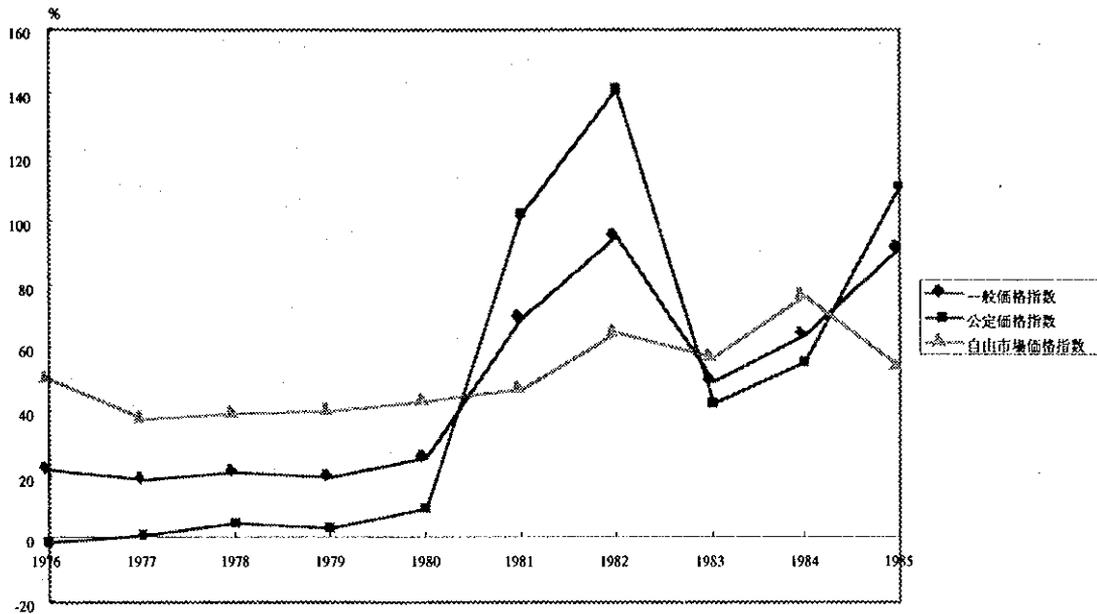
(2) 2重価格システム

このように、一定程度市場機能を活用することとなったため、価格関係に注目すればそれは、2重価格システムとして性格づけられる。すなわち、都市労働者向け生活必需品割当物資あるいは国有企業向け投入財などの補助金で賄われたきわめて低くかつ固定的であった価格（固定価格）と市場と連動して変動するそれ以外の価格である。事実、80年頃までは1桁台のインフレ率しかなかった公定小売り物価指標は、81年以降大きく変動し始めている（図3及び後掲別表2.1参照）。これに関連して85年の改革を述べておく必要がある。

85年のベトナム共産党第8回中央委員会総会以降政府は、2つの価格のギャップの削減を目的とした改革を試み、補助金の貨幣賃金への組み入れ、賃金体系の一本化、国の農産物調達方法の一元化（市場に近い合意価格による買い入れに一本化）、こうした合理的なコストに基づいた国有企業価格体系の設立を目指した。しかしながらこの試みは、食糧の割当価格には手をつけられず、かえって、企業の製品価格の引き上げのみに結果した。また、政府においては思ったほど補助金の削減が進まず、経常支出、財政赤字が急増し、それまで財政赤字ファイナンスの主要ソースであった対外借り入れ・贈与では賄えなくなり、80年代後半からは国家銀行からの融資（すなわち貨幣増刷）が主要ファイナンス

注8 FAO資料によれば、86年の合作社部門（集団経営の初級形態である南部の生産者グループを含む）は、総耕地の約80%（北部低地の90%、メコンデルタの78%）を占め、食糧の83%を生産していた。

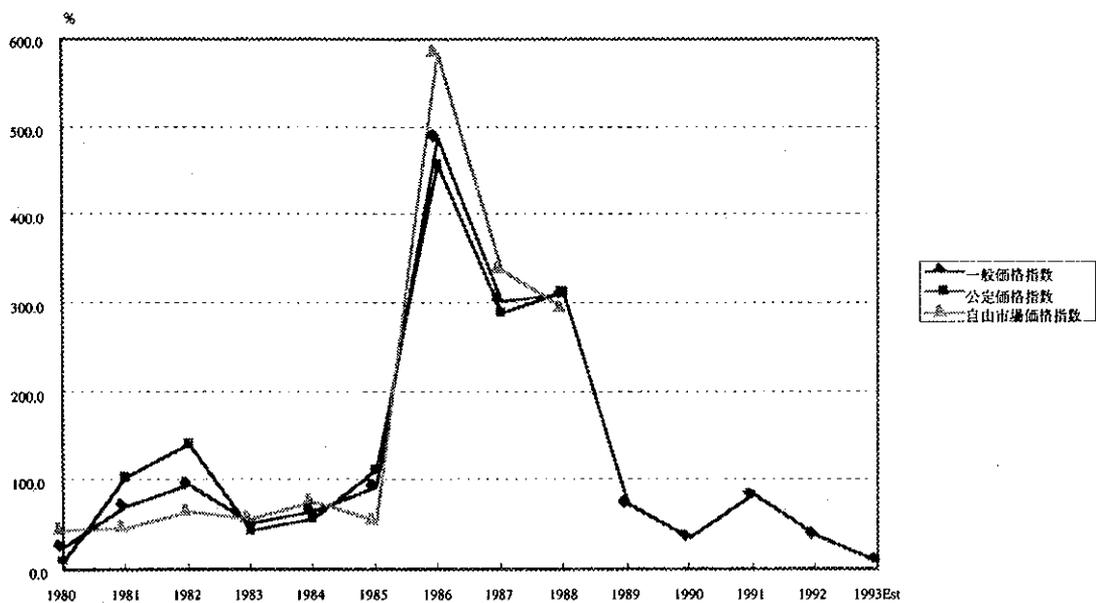
図3 小売り価格指標の推移



出所： 75-79年についてはWORLD BANK (1993a)、80年以降は同行 (1994a)

項目となったのであった（後掲別表12、13参照）。貨幣供給量（M2）がGDPの8%程度しかない経済（後掲別表14参照）にとってGDP比3.6%にのぼる（86年、後掲別表13参照）マネタリーベースの増加はきわめて大きなものであり、このため、一層インフレは高騰し、86年には年率500%に迫るインフレ率を経験し（図4参照）、結局この改革は失敗に終わった。

図4 小売り価格指標の推移

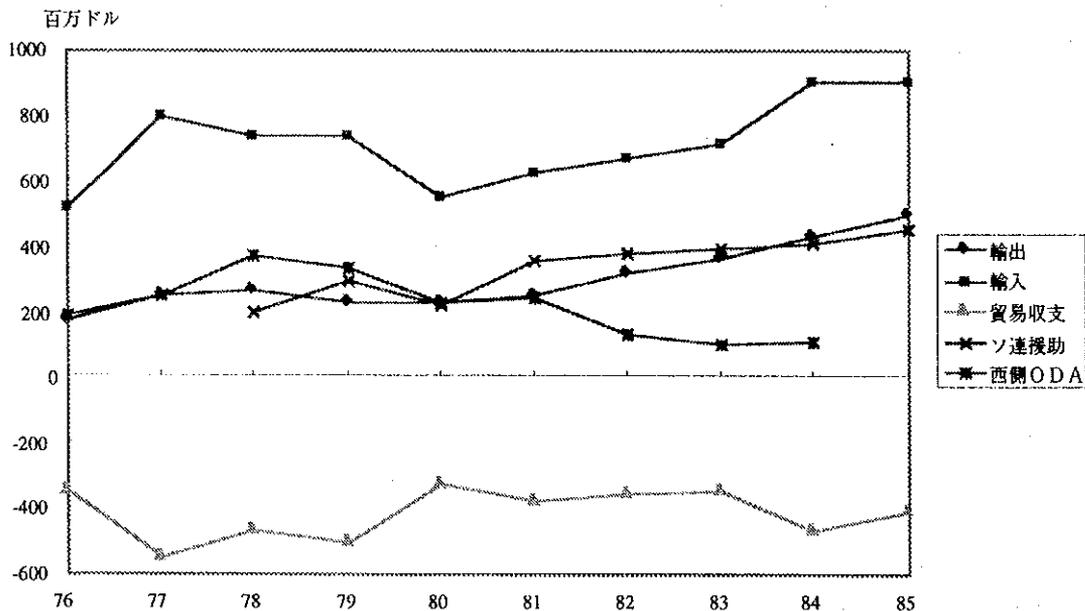


出所： WORLD BANK (1994a)

(3) 不安定な国際関係

第2期を特色づける第3のものは、対カンボディア侵攻とそれにとまう国防支出の高止まり及び対外経済関係でのソ連を中心とするCMEAへの大幅な依存である^{注9}。統一時の南北ベトナムはそれぞれ援助なしには成り立たない経済であった。南北とも輸入に較べて輸出が極端に小さく、この傾向はその後継続したが（80年代前半に輸出は輸入の1/3から1/2程度、図5及び後掲別表6参照）、CMEAの援助は貿易収支赤字をファイナンスする以上の規模であった（但し償還分を考慮せずに）。政府部門の収支では、対外借り入れ・贈与の額は、政府の資本的支出、財政赤字規模を超過するものであった。しかしながら、1978年のベトナムのカンボディア侵攻によって、もう一方の主要な対外援助供与先であった西側諸国、中国との援助、貿易関係が封鎖ないしは縮小することを余儀なくされ、これは89年のベトナムのカンボディアからの撤退まで続いた。ことに西側諸国の経済封鎖は、ハードカレンシーの獲得を困難にした。また、70年代後半以降CMEAの援助供与条件も質的に厳しくなったため^{注10}、援助関係の予算制約がそれ以前と較べてハード化した。さらに、この侵攻によって対カンボディア、対中国活動のための国防支出の拡大を余儀なくされることとなったのである。こうした厳しい対外関係の出現によって、西側諸国、成長著しい周辺アジア諸国との関係の拡大を図ることは困難となったのであり、また、81年の改革導入を待たなした大きな要因となったものと考えられる。

図5 貿易、援助動向（76-85）



出所： VO NAN TRI (1990)及び木村 (1987)

注9 ヴィエトナムは78年にCMEAに加盟。

注10 基本的に贈与の借款への切り替え、輸入物資価格の引き上げなど。

2. 経済発展の足どり（76年から80年代半ばまで）

2-1 産業発展

77、78年と続く農業の極度の不振、79、80年の鉱工業部門の不振によって79年、80年と続いたマイナス成長の後、経済は回復に転じ、82年には土地生産性の急速な上昇（耕作面積は減少したものの）に支えられた食糧生産の急速な拡大（初換算量で12%を超える成長）、工業生産の回復によってGDPの実質成長率（82年価格に基づく推計値）は8%を超えた。しかしながら、食糧生産は、特に北部において83年以降停滞し88年まで82年の生産水準を回復していないが、全国的にも80年代後半に向けて次第に成長率は低下していった。農業成長の低下にともない、GDP成長率も低下していったが、その低下の程度は農業ほどではなく、工業がその差を下支えした。しかしながら、工業製品と比較した農業の相対価格は強制調達、2重価格システムのもとで低く抑圧されていたため、農業の停滞の影響は相対的に小さくカウントされていたものと考えられる。一方80年代前半の工業成長を支えたのは、工業部門において最大の比率を占め、好調な農業生産増に支えられた食料品及び食料加工部門であった（後掲別表17参照）。この他にこの時期の工業成長を支えたのは、建設資機材部門及び衣類関連部門であり、この3部門の実質成長率への寄与率は、82-83年の実質成長（82年価格）の概ね3分の2に達する。

2-2 貿易

一方、輸出入について、1979年までに5億ドル程度まで貿易赤字は拡大したが（1米ドル=2.55ループルとした場合）^{注11}、80年には西側諸国からの援助受取の急減による外貨不足によって統一以来50%以上の輸入シェア^{注12}を有していた交換可能貨幣地域（ハードカレンシー決済地域）からの輸入抑制を余儀なくされ、輸入水準が79年レベルにまで戻るのは83年以降のこととなった。この結果南部を中心とする西側投入財に依存した工業部門は縮小せざるをえず、80年代初頭の工業部門のマイナス成長の原因となった。最も復興が早かったのは、食料品及び同加工部門であり、それに続いたのは先に述べた他の2つの部門で、いずれも軽工業部門でその投入財の輸入依存の少ない部門と考えられる。その後輸出は対交換可能貨幣地域向けを中心に拡大し（非交換可能貨幣地域向け輸出は停滞）、輸入はCMEAからの援助に支えられて拡大した。このため、85年には交換可能貨幣地域への輸出シェア（ここでは総輸出に占める割合）が70%弱となったのに対し、輸入は50%程度にとどまった。

注11 CMEA諸国との貿易については、WORLD BANK (93a)において85-87年の換算値として用いられている1米ドル=2.55ループルが統一後84年までの期間にも当てはまるものとして計算。但し、このレートは公定レートとは乖離していることから、貿易の趨勢を理解するための便宜として数値をのせることとした。

注12 1米ドル=1ループルとしても77年にはこの比率は50%弱。

2-3 財政運営^{注13}

資本支出と同程度の規模の援助受取に依存して財政を運営していた政府は、80年の援助受取の急減に対して、資本支出を名目据え置き実質削減する緊縮的な財政運営を余儀なくされた。しかしながらCMEA諸国からの援助回復にともない次第に拡張的な財政運営に転じ、82年の名目歳出規模は前年の147%増しと膨張した。これは、新経済政策のもとに実施された高く買い高く売る政策によって実施された農業産品の買い上げ価格の平均500%引き上げ、農業投入財売り渡し価格の引き上げなどの要因によったものであった。また、こうした高く買い高く売る政策によって都市労働者向けの割当価格とそれ以外の価格差が拡大し、補助金支出額が急増している。名目的な財政運営を急拡大させた財政運営の結果、82年には歳出の37%近くにまで達していた政府の対外借り入れ・贈与受取（ネット）だけでは財政赤字をファイナンスしえず、国家銀行からの借り入れ額を増加させている。

2-4 インフレーション^{注14}

このような政府の大幅な価格調整、拡張的な財政運営によってインフレは高騰した。まず、公定価格指標は80年に9.8%の上昇率に過ぎなかったのが、81年には102%、82年には141.8%の上昇が観察される。他方、自由市場価格指標はそれまで恒常的に30%台後半から50%の上昇を経験してきたが82年の上昇率は65%にとどまっておき、インフレの総合指標である一般物価指数は公定価格指数に引きずられる形で上昇している。これらから、この時期の物価上昇は主として官主導の価格引き上げ政策に起因したインフレーションであった。

このようなインフレの高進は、続く83、84年に改革の一時的な後戻りを引き起こし、インフレの高進に対処すべく固定価格の適用範囲をふたたびより多くの物品に広げようとする保守的な動きがみられた。また、財政赤字は82年と比較して名目で減少しており、さらには政府貯蓄も黒字転換するなど、引き締め気味の財政政策が採用された。この結果インフレ率（一般物価指数）は前年の95.4%から83年には49.5%にまで減少している。

2-5 価格再調整^{注15}

引き締め気味の財政運営もあってインフレ率は下落したわけだが、政府の補助金支出は84年にはGDP比5.2%と経常支出の38%を占め、賃金支出とあわせれば経常支出

注13 当パートの財政統計はIMF資料及び三尾忠志（1988）に基づく。本編表8参照。

注14 本稿における85年までの物価指数は、WORLD BANK（93a）に掲載されている価格指数から100を引いたものを採用。なぜならば、価格指数は前年を100としたときの当年の年間平均価格上昇率を表しているものと考えられるからである。さもなければ1980年以前においても公定価格は年率100%以上の割合で上昇していたこととなる。

注15 IMFの統計とWORLD BANKの84年、85年の財政についての数字にはかなり食い違いがある。そこで、ここまでは過去の統計値との整合性から、IMF統計に基づいたが、以後の財政統計は基本的にはより新しいWORLD BANK統計に基づいて記述することとする。なお、86以降両者は基本的に同じ。

の42%、GDP比5.7%となった。また、こうした要因によって、インフレ率は再び上昇し始め、84年の物価上昇率は、公的価格指数55.8%、自由市場価格指数76.3%、一般物価指数64.9%となった。

このような状況に対し政府は、増大した貨幣供給量の不胎化のため83、84年と祖国建設公債を発行し半ば強制的に貨幣の吸い上げを図った。また、85年には10分の1のデノミネーションを行い、新通貨への交換に際しては交換限度額に上限を設定し、残りは強制貯金、預金封鎖を実施している。しかしながら、2重価格システムを継続する限り補助金支出は拡大するほかなく、財政への負担が大きいこともあり、政府は一層の改革の促進を図らざるをえなかった。

85年の改革は、2つの価格（固定価格と変動価格）のギャップの縮小を目的とし、併せて、価格による調整機能の一層の発現のため、生産物市場、要素市場それぞれの一元化を志向したものであった。補助金分の貨幣賃金への組み入れ、初価格を基準とした賃金体系の一本化、国の農産物調達方法の一元化（市場価格に近い合意価格による買い上げに一本化）、さらにはこうして計算されたコストに基づいた合理的な国有企業製品価格体系の設立を目指したのである。また、為替レートの調整（切り下げ）も断行されている。しかしながら、この試みは、食糧の割当固定価格にはあまり手がつけれなかったため^{注16}、意図した補助金の削減には余りつながらず、かえって、賃金の一時の貨幣化の促進、国有企業投入財価格の引き上げ、輸入物資の国内価格の引き上げなどによって国有企業の製品価格の引き上げのみに結果した。また、各市場における価格体系の一本化にしても、各地方政府は、境界に検問を設けることなどによって自由市場物資の流通を阻害し、かつ通行税を徴収するなどの行為によって、地方間の物資の流通を著しく阻害したため^{注17}、特に自由市場の発達していない北部においては市場の調整機能を発揮せしめることは困難であった。また、ヴェトナムでは人口の地域間流動が著しく少ないことから類推して、同様なことは労働市場についても当てはまることであり、また、初価格にしても地域間で価格に大きな歪みがあったものと考えられることから賃金体系の一本化にしてもどこまで実施されたか、あるいはどこまで実効のあるものであったかは疑問である。

しかしながら、この改革の結果、総体としての公定価格が市場価格に接近したことは生じたものと考えられる。それは例えば、商業小売り取引額のうち組織市場取扱い分の割合がそれまでの50%台から85年以降は一貫して70%台に上昇しており、公定価格の引き上げによって組織市場の名目的な取扱い額が未組織市場と比較して相対的に増加したものと推定されるからである（後掲別表22参照）。

このような価格調整は、インフレを惹起せずにはおかなかった。一般物価指数は、85年に91.8%まで上昇し、さらに翌86年には487.2%へと、インフレーションの高騰へとつながっていったのである。

注16 85年7月に配給価格は廃止されたが、86年1月北部と中部の諸州については配給が再開されたとの観察がある。

注17 FAO資料

3. ドイモイの導入

85年の価格再調整以後、ヴェトナム経済は危機の時代に突入する。86年以降の物価の高騰に対処しなければならなかったと同時に、他方で86年、87年と続く深刻な食糧危機に対処しなければならなかった。そして、89年には明らかになりつつあり、90年以降本格化する東側経済圏崩壊から被った多大な影響である。

3-1 物価の高騰

(1) インフレーション

85年後半に集中した官主導の価格調整政策実施の結果、85年においてすら公定価格指数の上昇率は110.9%に達した。これは、自由市場価格指数の上昇率54.7%を上回るものであった。政府の85年経常支出は前年比名目値で2.7倍となり、GDP比で前年の13.7%から18.2%と大きく増加した。中でも貸金支出はGDP比で倍増以上の伸びを示し、補助金の割合はGDP比で減少したものの、貸金と補助金の合計はGDP比6%に達するようになった。このため、長期計画に基づいて供与されるCMEAの援助（対外借り入れ及び贈与）だけでは対応しきれず、国家銀行によるファイナンスが急増した（世銀統計ではGDP比7.6%^{注18}）。そしてこれ以降80年代を通じて国家銀行によるファイナンスが財政赤字ファイナンスの主要をなすようになったのである。また、国家銀行による国有企業に対する信用供与も急増している。このように、国、国有企業といった、物量計画によって計画の達成が求められる部門の行動がまずインフレーションを押し上げたのである^{注19}。

86年には価格調整の結果が全面的に表れ、インフレは一層進行した。政府は、経常支出をGDP比で削減し13.4%^{注20}としたものの名目値では3.6倍に増大させている。財政赤字はGDP比5.8%、国家銀行によるファイナンスはGDP比3.6%となった。他方、同年のM2/GDP比率は8.2%であり、公定価格指数は357%上昇し、自由市場価格指数はそれを上回る482%となった。

(2) 生産サイド

食糧生産の伸び率は、80年代前半から次第に減少傾向にあった。85年には、政府調達のための籾とウレア（化学肥料）の契約交換比率を籾に有利に引き上げるなどの農民に対するインセンティブ政策を採用しているが、それにもかかわらず86年になると伸び率は人口増加率を下回るようになった。食糧生産量（籾換算）及び籾生産の伸び率は85年にはそれぞれ2.2%、2.4%であったものが、86年には1%、0.8%と下落し、

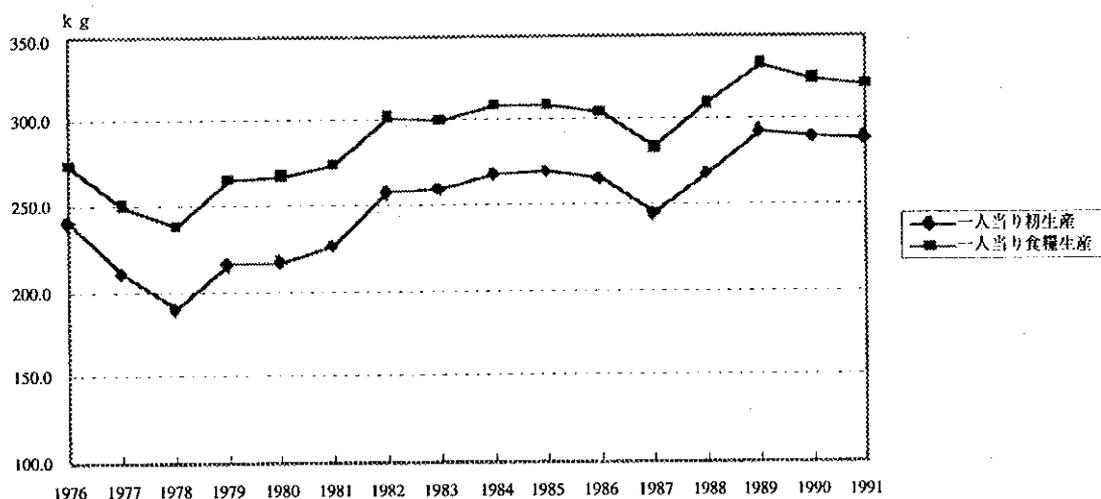
注18 WORLD BANK 資料

注19 この時期経済的意志決定の分権化、すなわち一定程度の企業自主権の付与が図られたことを勘案すれば、予算制約がソフトなままでの意志決定の分権化によって引き起こされたインフレーションと見なすことができるのではないか。

注20 WORLD BANK (93a) によった。但し、同書の他の箇所では利子率を含めても13.1%。

87年には大規模な自然災害もあってさらに下落し、-4.4%、-5.6%となっている。この結果一人当たり食糧生産は87年には284.4kg、粗生産は244.6kgと大幅に下落し、82年以来維持していた一人当たり食糧生産300kg、粗生産250kgのラインを下回り、食糧供給は危機的な状況となった(図6参照)。

図6 一人当たり食糧生産・粗生産



出所： 75-85: VO HNAN TRI (1990); 85-93: GENERAL STATISTICAL OFFICE (1994c)
より作成

他方、工業生産の方もその成長率は、85年までの10%を超える高い成長率(85年の成長率は12%)は急減し、86年には化学工業、建設資材工業における生産低下、他の部門における全般的な成長率の低下によって4%の伸びにとどまっている。

これらによって実質GDPの成長率も低下し、85年の5.7%から3.4%に下落した。また、一人当たり実質GDPの伸び率も1%(86年)にとどまった(後掲別表3参照)。

3-2 ドイモイの導入

もはやこの時点で政府にとってみれば、財政を賄うのに、現在のシステムを前提とする限り、貨幣の増刷というインフレーションナリーな方法以外に残っていなかったと言える。元々政府の資本支出はほとんど海外からの援助に依存しており、その依存にも限りがある。そして資本支出の水準自体もきわめて低い。また、国内の貯蓄率もきわめて低く、インフレ圧力を伴わない形での借入れは困難である。そして、現在のシステムを継続する限り、賃金生活者の保護のため補助金支出の拡大、あるいは他の手段による非効率な国有企業の支援を行わなければならない。さらに、忘れてはならないのは、このような財政でさえ、対外債務の累増のもとに成り立っている点である(後掲別表7参照)。

上記のような構造的な要因の他に、86年、87年の経済の停滞によって国内歳入を当てにすることもできなかった。86年の歳入は、85年と較べて、GDP比で1.3ポイント低下し13.1%となった。さらに、87年には一層低下し、12.2%となっている。

このため、政府は、これまで部分的に実施してきたシステムの改革を全面的に推進し、市場経済化を図らざるをえなかったのである。

3-3 ドイモイ

ドイモイ（刷新）政策とは、主として経済の市場経済化に向けた体制の改革を目的とする包括的な改革政策を指し、1986年末に端を発し、1988年から89年にかけて集中的に画期をなす諸政策が導入されている。その主要な特徴を世銀報告に基づいて列記すれば、以下のようなものである^{注21}。

- 1) 地方改革：合作社システムはおおむね崩壊し、農業は長期の土地リースに基づいた家族農業に復した。
- 2) 価格自由化：ほぼ全ての価格管理が撤廃された。
- 3) 為替レートの切り下げ：外国為替レートは一本化され、大きく切り下げられた。外貨取引所において為替レートはおおむね市場諸力によって決定されるようになった。
- 4) 利率改革：インフレーション対策の一環として利率はかなりの高率に引き上げられた。1989年のインフレ収束成功後実質利率はネガティブとなり、90、91年とインフレが再燃したが、92年以降一層の利率改革が行われた結果、実質利率はポジティブとなり、インフレは管理下におかれるようになった。
- 5) 財政改革：経済安定化のため財政改革が企てられた。50万人以上の兵員が解雇された。また、国有企業への財政的補助が除去され、その結果80万人近い労働者の解雇が3年間のうちに実施された。
- 6) 民間部門の奨励：民間部門の差別的取扱いは変更され、政府は民間部門を奨励するようになった。企業法が制定され、民間部門の存在は公的に認められることとなった。
- 7) 直接投資の開放：新直接投資法及びその改訂版は海外民間部門の参入への開放性を示している。
- 8) 外国貿易改革：きわめて制限的な貿易体制の部分的な改革を実施し、国内の公的及び民間企業は、輸入へのより容易なアクセス及び輸出へのよりよりインセンティブを有するようになった。
- 9) 調整の社会的費用：ヴィエトナム政府は、改革計画に起因する一次的な失業に対処すべく再訓練スキーム、小規模企業への低利融資等の対策を実施している。

注21 WORLD BANK (93a)

4. ドイモイとその後の経済安定化^{注22}

4-1 成長

ドイモイ後のヴィエトナム経済は基本的に良好に推移している。89-93年までの年平均実質GDP成長率は6.9%の成長を記録している。特に、92、93年は8.6、8.1%と8%以上の成長をはたしている。CMEAの崩壊の全面的な影響を受けたと思われる90、91年においても5%以上の実質GDP成長を成し遂げた（後掲別表4参照）。

(1) 農業

農林業の生産額は、食糧危機に陥った87年に実質0.6%（82年価格）まで成長率は下落したが（初換算食糧生産量は、-4.4%）、88年には急回復し、4.6%で成長した。食糧生産量（初換算）、初生産にしても88年には過去最高のピークであった86年の生産量を超過し、一人当たりの生産にしても過去最高であった85年の値を突破した。

a) 政策・制度の改革

この時期には、農業面においても多くの改革措置が採用された。最も根本的な変化が87年に始まり88年前半に全国的に拡大された合作社システムの改革である。この時点での改革は、85年に導入が不成功に終わった契約調達システムの一本化の延長上のものであったが、既存のシステムを大幅に修正し、これまでの強制的な義務供出部分については、農家が自ら欲する投入財・合作社サービスを選択し、それに対して半年期間の契約で決められた価格あるいはバーター比率で生産物を交換することになった（農業税及び合作社フィーは別途定められた比率により納入）。また、農地の使用権のリース期間は88年土地法に基づいて15年間と明確に定められた^{注23}。また、この投入財・サービス価格・交換比率は90年まで固定され、さらに、農家は生産物の少なくとも40%を取り分として保障されるようになった。また、88年には、自由市場生産の流通の州境間の無税移転等が認められ、地方間の市場拡大に対する行政的な障壁の撤廃、さらには、農業合作社や個人農家は計画義務から解放され、生産活動の自由な選択も認められるようになった。

注22 以下においては、基本的にWORLD BANK (94a)の統計を用いることとする。IMF (94)の統計と世銀統計では随所に差異があるが、これは一義的には世銀統計が最も新しく改訂されたヴィエトナム政府統計を用いていることによる。差異は、主としてGDP総額、したがってGDP比率数値、貯蓄投資関連数値など。ただし、世銀統計によるGDP総額は、産業合計数値（生産面）とは一致するが、支出・需要面（国内最終消費+粗固定資本形成+純輸出）では積み上がっていないように思われる。このため、その利用には注意が必要である。

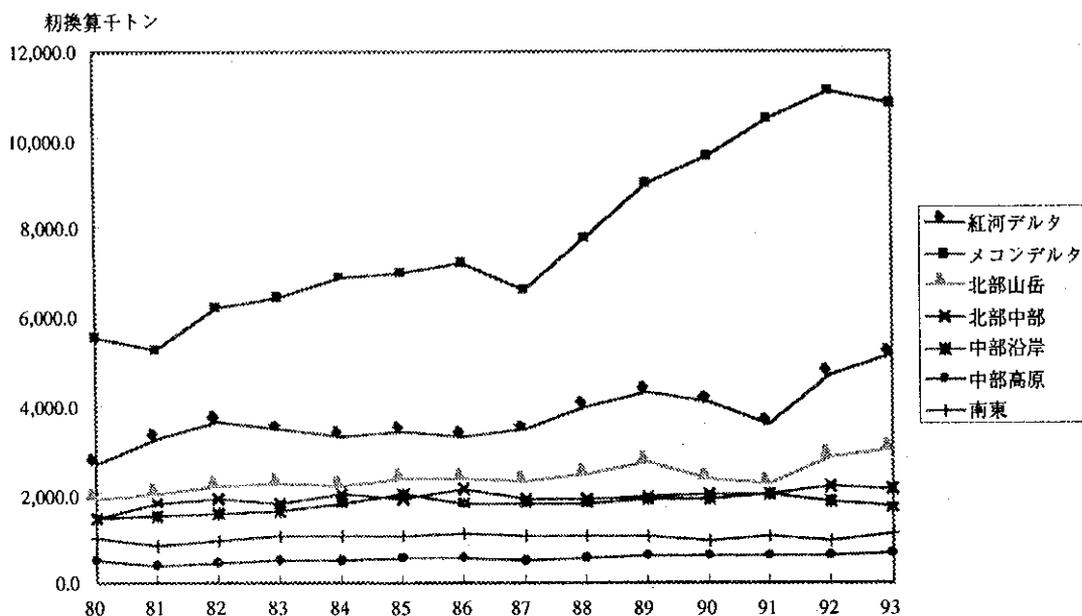
注23 93年の新土地法ではこのリース期限は、一年生作物用地については20年、それ以外は50年となった。なお、一般的には、これまで認められていなかった、譲渡、売買、相続が可能となったため、土地使用権を借金の担保とする事が可能となった。

b) 実績

こうした改革努力^{注24}、さらには良好な気候条件もあって89年の農業生産は一層拡大し、農林業生産額は82年価格で実質7.4%、89年価格で実質6.9%^{注25}の拡大を経験した(籾、食糧生産量はそれぞれ11.7%、9.9%で成長し、一人当たりでも過去最高を記録)。このため、交換可能貨幣地域への大規模な輸出を開始することが可能となった^{注26}(図7参照)。

しかしながら、90年以降CMEAの崩壊にともないCMEAからの化学肥料の輸入が激減し(後掲別表9-2にあるように、90年には前年比半減、91年以降は無きに等しい)、交換可能貨幣地域からの輸入を増やしたが、品質、種類の違いを無視した総量では89年水準を大きく下回り続けた。このため、90年からは農林業生産はふたたび停滞し、89年価格の実質値で農林業生産額の成長率は90年1.5%、91年2.2%の伸びにとどまった。但し、92年には肥料輸入量が減少したにもかかわらず7.2%の成長を記録しており(国内化学肥料生産も輸入減少をカバーするほど生産量は伸びていない)、93年は3.8%となっている。

図7 地域別食糧生産80-93



出所： 85年までTRAN HOANG KIM、85年以降はGENERAL STATISTICAL OFFICE AND DEPARTMENT OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERY

注24 89年には全面的な価格の自由化が行われた。これも米価格の国際価格への上昇によってインセンティブとなったものと考えられるが、相対価格を考えるとこの限りではないかも知れない。なぜならば、農民の代表的なインセンティブと考えられる対化学肥料価格について考えれば、貿易自由化前(88年時点)の籾と化学肥料の相対価格は1:2であったが、これは、当時の交換可能貨幣地域からの輸入化学肥料と国際取引引きさされる籾の農家庭先価格の相対価格と同様であった(FAO資料)。

注25 82年価格はWORLD BANK(94a)、89年価格はIMF(94)。

注26 89年の米輸出量は1.4百万トンであり、総輸出額の24%を占めた。国内での一人当たり籾必要量を250kgとすると、89年の輸出は基本的に88年の生産によるので全体では1.18百万トンが必要量以外となるが、精米比率を68%とするとこれは0.8百万トンとなるので、輸出量はこれを上回る。供出可能量を上回る輸出が可能であった理由としては、89年には価格の自由化がかなりいきなり米価格が上昇したこと。また、経済の安定、実質利率のポジティブ化さらには良好な89年生産見通しからこれまで各農家、商業企業等に予備分、現物貯蓄として貯蔵されていた米が吐き出され、そのかわりにドンを保有することが選好されるというポートフォリオ・シフトが起こったものと考えられる。

(2) 鉱工業

86年の低成長の後鉱工業生産額は次第に回復し、82年価格で87年には8.7%、88年には9.7%とふたたび成長軌道にのりだしたかに見えた。しかしながら、市場経済化は必ずしも経営環境の改善だけに結びつくものではなく、次第に国内、国際競争が激しくなることを意味した。

a) 政策・制度の改革

89年中ごろにはほとんど全ての価格の自由化が行われ、例外であった電力、石油、セメント、鉄、運輸の公定価格も90年末には国際価格水準にまで引き上げられた。また、直接貿易取引を行うことを認可された企業数も次第に増え（88年には30国有企業、91年には300、92年には800企業）、民間企業にも認可されるようになった^{注27}。また、輸入割当品目数も次第に減少し、91年までに衣類、電気機器のスベアパーツ、ビール、タバコ生産用投入財の4品目となっている。また、91年には、企業法が制定され、民間ビジネスが法的に認可されている。

b) 実績

このような自由化による競争の激化、特にこれまでの品質を問われないCMEA諸国相手とは異なった競争相手との競争は厳しいものであった。また、価格の自由化による相対的な原材料価格の上昇によって、農工間の交易条件の工業側にとっての悪化も大きなものであった。このため、89年には成長率はマイナスに転じ、82年価格で実質-2.4%となっている（89年価格では-4%）。しかも、この程度のマイナス成長にとどまったのは、89年に本格的な商業生産が開始された石油の寄与が大きく、数値の異なる別の統計によれば^{注28}、この年にプラスの成長であったのはこの石油生産と食品・食品加工のみであった（図8参照）。90年以降実質成長率はプラスに転じたが、CMEAの崩壊による輸入投入財量の制約もあり、92年になるまで以前のような10%以上の成長に戻ることはできなかった。しかも、89-93年の期間を通じて実質成長は石油生産に負うところが大きいのである（図9及び後掲別表18参照）。

また、こうした競争下においては、公的金融へのアクセスがなく、公定価格による低価格での投入財の購入が困難であった非国有部門がより厳しい競争にさらされ、大きな減少を経験した。その上、特に1990年には公的金融へのアクセスのない非国有企業がファイナンスを依存していた信用合作社が全面的に崩壊した影響は大きく、多くの非国有企業が資金不足に陥ったこともあり^{注29}、90年にもその実質生産額は減少し続けた。これらの要因により、鉱工業生産総額に占める非国有企業のシェアは86年43.7%、89年34%、92年には29%に低下している^{注30}。特に、工業合作社の実質生産額（89年価格）は89年から93年の間に1/3となっており、実質総生産額に占めるシェアも8

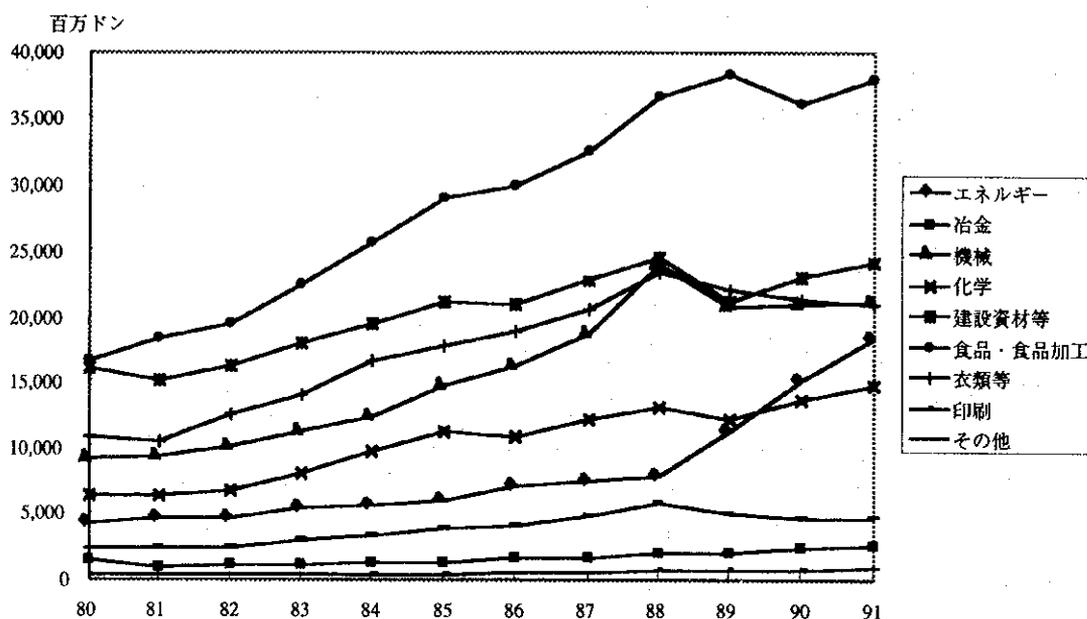
注27 WORLD BANK (93a)

注28 WORLD BANK (93a)

注29 IMF (94)

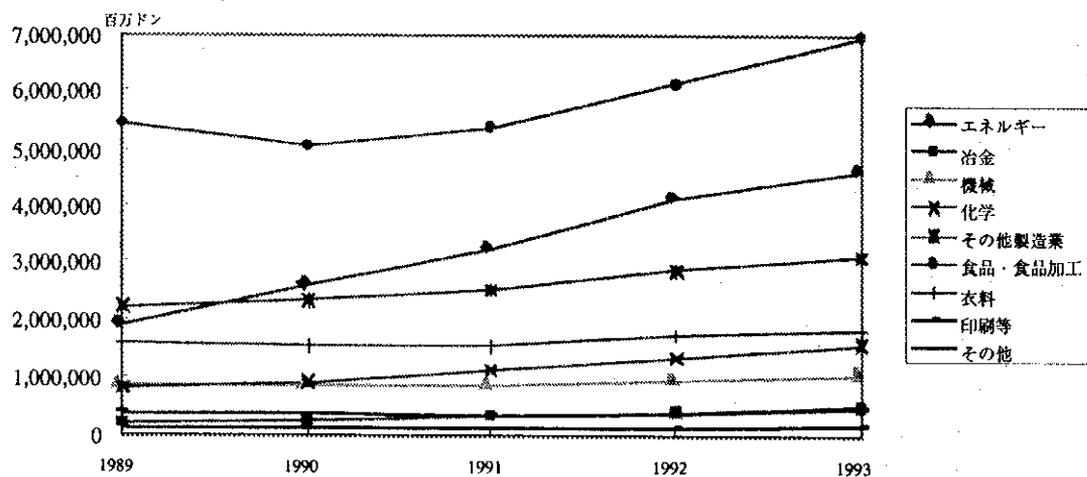
注30 GENERAL STATISTICAL OFFICE (94b)より算出。但し、GDP統計とこの工業統計では総生産額が異なっている。以下この段落の数字は右統計に基づくもの。

図 8-1 業種別実質生産額の推移 (82年価格)



出所： WORLD BANK (1993a)

図 8-2 鉱工業：業種別実質生産額の推移 (89-92)
(89年価格)



出所： GENERAL STATISTICAL OFFICE (1994b)

9年の12%から92年には3%と大きく減少している。なお、機械、その他製造業では非国有企業の生産シェアが40%以上、食品・食品加工、衣料では30%台後半となっている（図10、11及び後掲別表19参照）。

c) 国有企業の位置づけ

また、国有企業に対する予算制約も次第に厳しくなっていた。89年時点での鉱工業部門における国有企業は、GDPの10.5%（89年価格、全国有企業部門は23.7%）、労働力の2.8%（国有企業合計7.7%）、鉱工業部門生産額の66.4%を占める^{注31}。こうした国有企業に対する財政からの補助金は予算項目上88年をもって停止された^{注32}。89年には国有企業に対する経営自主権が大幅に認められ、その生産計画は各企業の自主判断に任されるようになった^{注33}。また、企業の自主的な判断で労働者の解雇、賃金の設定を行うことが可能とされた。91年になると、国有企業に対する輸入投入財の国際価格より低い価格での供給が廃止され、また、過去に財政によって賄われた資本財についてはその資産の再評価が行われ、それに基づいて資本使用料が徴収されるようになっていく。さらに、同年には国有企業に対するワーキング・キャピタルの一般財政からの支出のとり止め、商業・サービス活動に携わる国有企業に対する一般会計からの資本支出も廃止された。92年には国有企業に対する銀行からの低利融資も停止された^{注34}。これらの相次ぐ措置によって、現在では国有企業と非国有との競争は次第に平等な基盤の上で行われるようになりつつある（但し、国有企業は、輸出入に対するアクセスが容易である点、明確に規定された広大な土地の使用権を所有している点、公共投資の一貫として未だ財政による資本支出が一部行われている点で非国有より有利である。）。こうした予算制約のハード化によって国有企業数は、鉱工業部門において、85年以来減少しつつあり、90年代にはいとこの動きはさらに速まっている。特に91年には全ての国有企業は再登録を申請することを義務づけられ、その存続の必要性が財務的健全性及び戦略的重要性の観点から検討されることとなった。このため、91年に全セクターで12千社あった国有企業は、93年3月までに11千社が審査され、2千が資産競売、3千が統合され、結果中央管理国有企業1861、地方管理4190社となり、残る1千社も94年末までには審査を終了することとなっている^{注35}。このような国有企業の改革によって、さらには、雇用の削減によって、鉱工業分野における国有企業部門の労働の平均生産性の伸び率は非国有部門よりも高く、89-92年の生産性の年平均伸び率は、国有部門18%、非国有部門14%（合作社部門7%、民間企業部門18%、家内工業部門8%）となっている（図12及び後掲別表20参照）。

注31 WORLD BANK(93a)及びGENERAL STATISTICAL OFFICE (1994b)

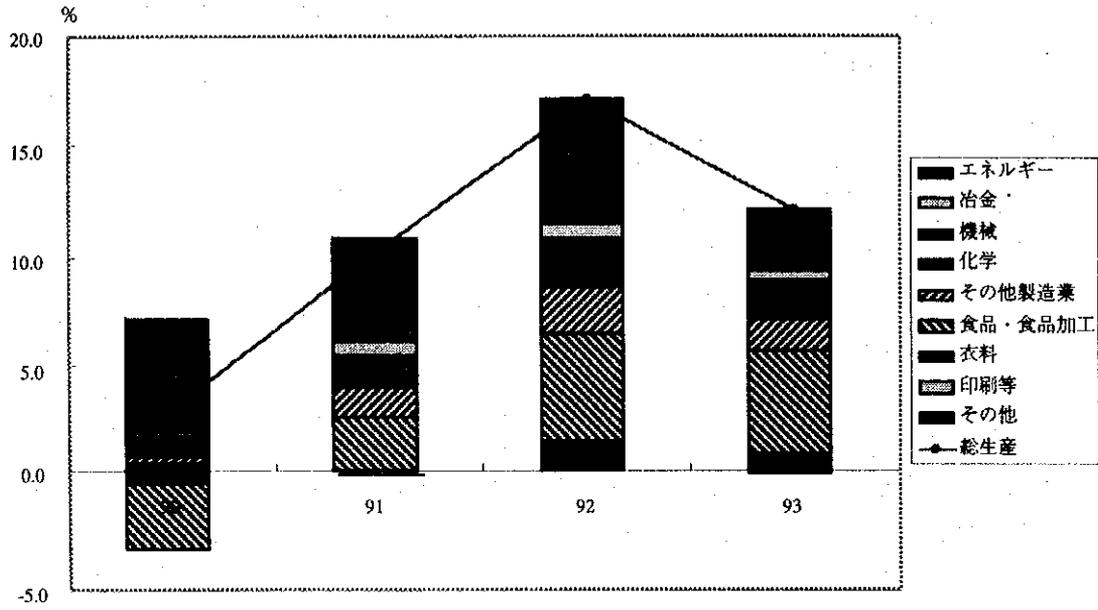
注32 国有企業への補助金については、WORLD BANK(93a)に基づくものであるが、IMF(94)によれば、国有企業への補助金は89年にも支出され90年には支出されていないものの91年には少額ながら復活し、92年には89年以上となっている。但し、こうした補助金がどのような国有企業に支出されているのかは不明。

注33 但し、減価償却費は依然国庫に納入され続けている。

注34 WORLD BANK (94a)

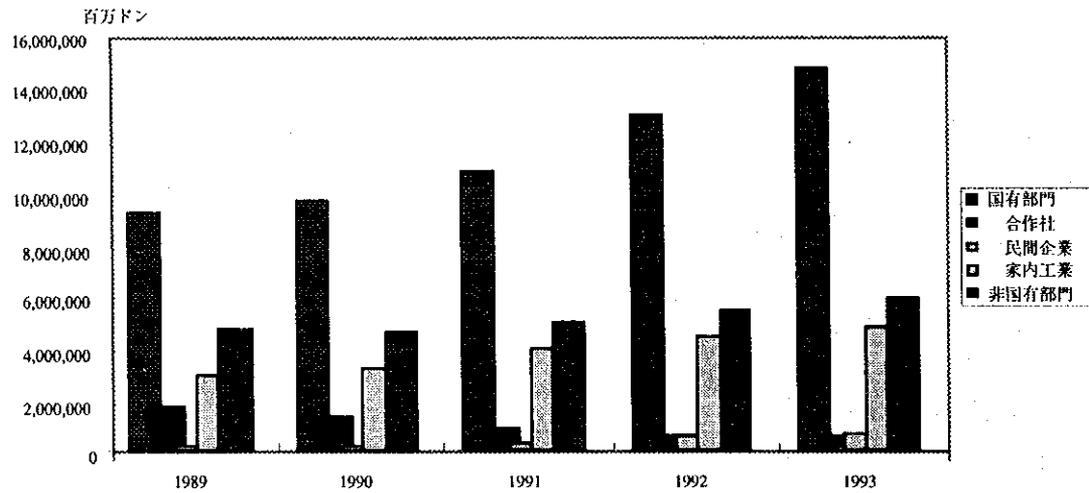
注35 WORLD BANK (94a)

図9 鉱工業：実質成長への業種別寄与度（90-93）



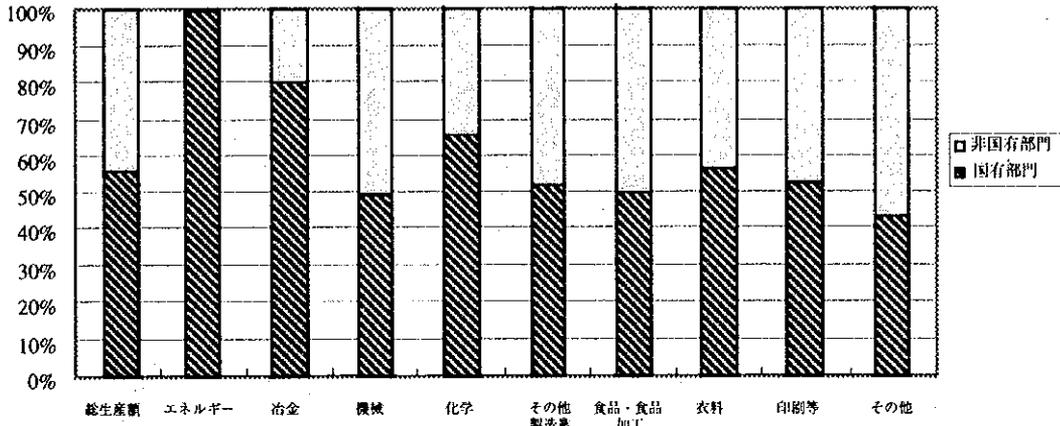
出所： GENERAL STATISTICAL OFFICE (1994b)より作成

図10 鉱工業：所有形態別実質生産額の推移（89年価格）



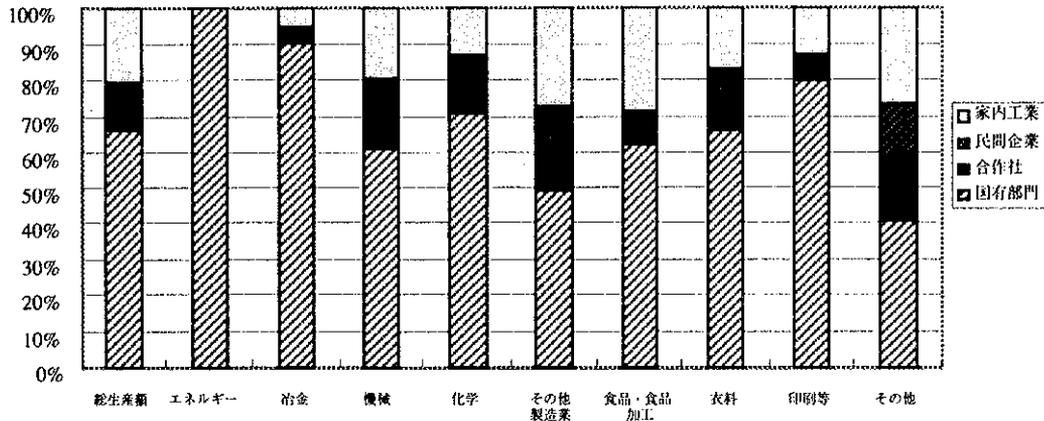
出所： GENERAL STATISTICAL OFFICE (1994b)

図11-1 業種別所有形態鉱工業実質生産額（1986年）
（82年価格）



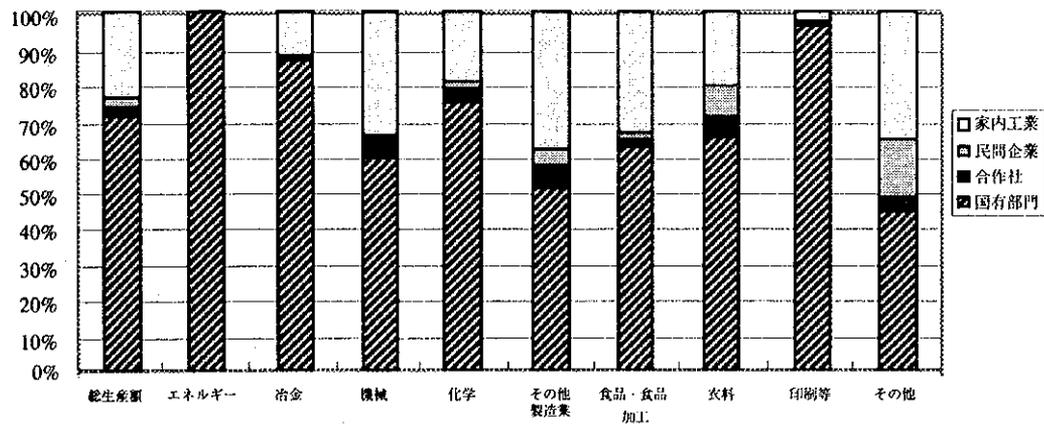
出所： GENERAL STATISTICAL OFFICE, MINISTRY OF TRADE AND TOURISM (1992) より作成

図11-2 業種別所有形態鉱工業実質生産額（1989年）
（89年価格）



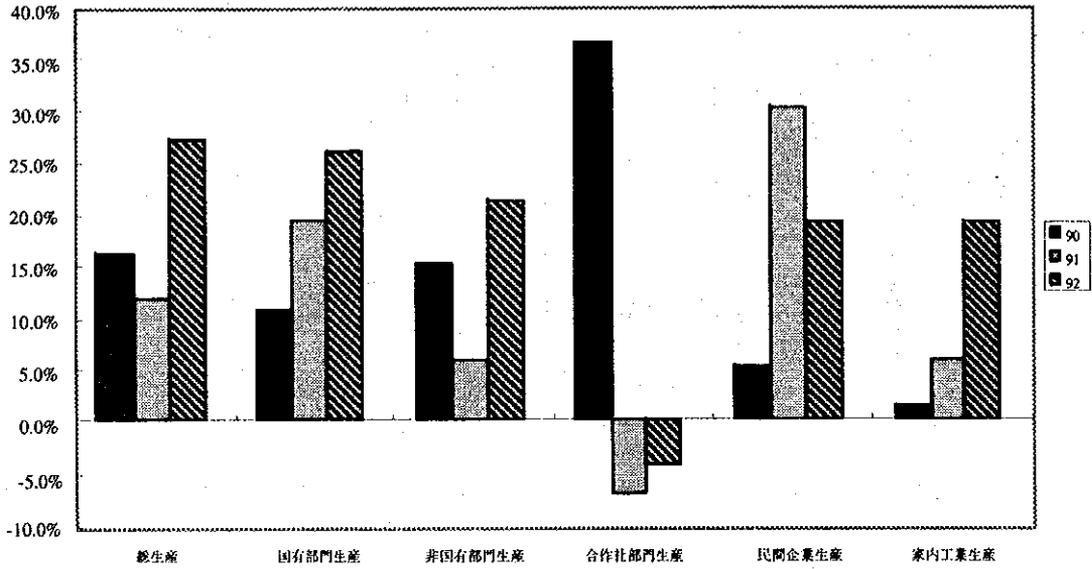
出所： GENERAL STATISTICAL OFFICE (1994b) より作成

図11-3 業種別所有形態鉱工業実質生産額（1992年）
（89年価格）



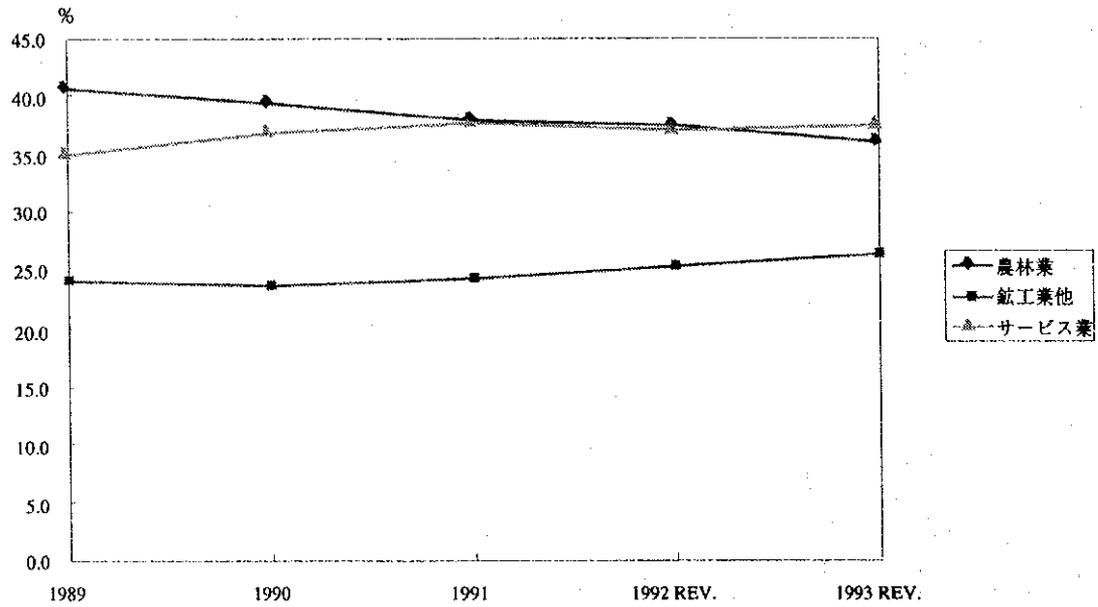
出所： 同上 より作成

図12 年別所有形態別労働者一人当たり生産性の伸び率の動向



出所： GENERAL STATISICAL OFFICE (1994b) より作成

図13 実質GDP：各産業シェアの推移



出所： WORLD BANK (1994a)

(3) サービス業

金融、観光等を含むサービス業は、社会主義体制下ではその発展を抑圧されてきた産業であるが、体制移行期にはいと、すなわち89年以降になると急速に発展を開始した。体制移行期中89年以降93年までの期間の実質GDPの成長率は8.9%であり、特に移行期当初の89、90年における成長率は高く、困難な時期の経済を支えた。

実質GDPに占めるサービス産業のシェアも、89年の35.1%から93年には37.5%に上昇しており、93年以降には農業を抜き最大の産業になっている(図13参照)。

4-2 財政

87年の経済危機に際しては、歳入のGDP比での減少に合わせて歳出を削減させた。しかしながら、補助金はGDP比で逆に拡大し経常支出はほとんど変化しておらず、この歳出の削減はもっぱら資本支出の減少によって賄われたことになる(図14参照)。この年、財政の規模(歳出)はGDP比16.6%まで低下し、同比率がきわめて高かった85年と比較すると10ポイントほどの大幅な財政規模の収縮となった。

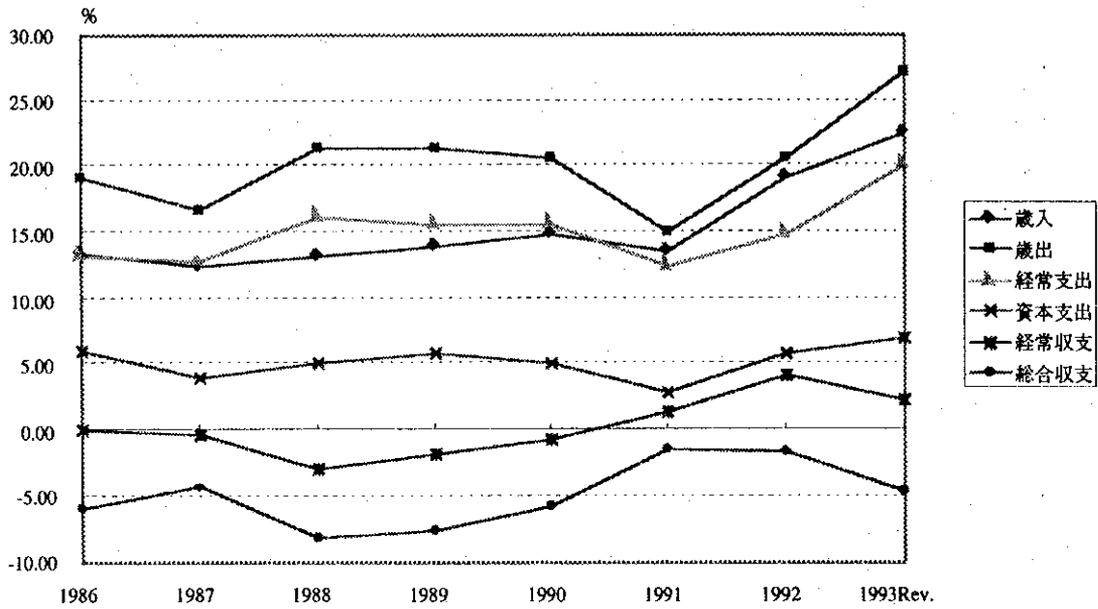
経済が好況に転じた88年には、政府は歳入の増大以上の速度で歳出を拡大させる拡張的な財政政策を採用したが、89年以降、歳出の伸び率は、歳入のそれを下回っている。歳入の内訳については、国有企業収入がGDP比で85年以来傾向的に低下し続けている一方、その他の歳入項目が増大している(図15)。また、89年には医療費、教育費の徴収が開始され、IMFによれば石油関連収入がGDP比1%以上の規模で加わった^{注36}。一方、歳出は、87年と比べて、88年には資本支出が拡大したほか、生活必需品補助の他に輸出補助金支出の拡大により補助金支出はGDP比6%を超え、また、貸金支出も増大したことからこの両方で経常支出(GDP比16%)の半分強を占める大きさとなった。89年には貸金支出増、社会サービス、特にペンション基金及び社会救済支出などの増大があったが、政府はインフレ対策等のため補助金支出^{注37}を88年をもって廃止し、このためGDP比で経常支出規模は低下している。これらによって、政府貯蓄(歳入から経常支出(利子支払いを含む)を差し引いたもの)のデイスセービングは88年のGDP比3%強の規模であったものが、89年にはGDP比1%台まで低下している。財政赤字はGDP比7%を超える水準に留まった。しかしながら、国家銀行によるファイナンスは88年のGDP比3.4%から89年には6.8%まで拡大している。

90年以降政府は、CMEAの崩壊過程の影響を次第に受けるようになった。従来より政府は、財政赤字のファイナンスのため少なからぬ額をCMEAからの対外借り入れ・贈与に依存していた。89年には、CMEAからの長期資本(基本的に低利融資の形の援助)の流入(グロス)は米ドルベースで近年の最高額を記録していた。ところが、90年

注36 IMF(94)

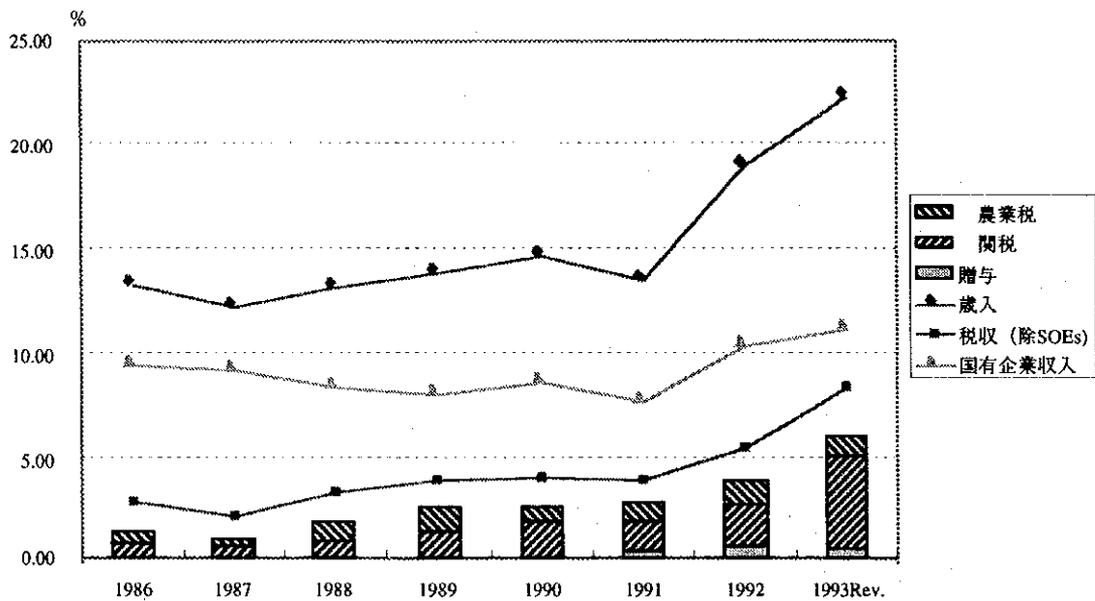
注37 ここでいう補助金は予算項目に表れる、生活必需品補助金、生産補助金、輸出奨励基金を合わせた補助金を指す。この他、国営企業のワーキング・キャピタル供与及び政府の資本支出の一環としての投資資金供与が政府から支出されている。

図14 財政収支 (GDP比)



出所： WORLD BANK (1994a)

図15 歳入内訳 (GDP比)



出所： WORLD BANK (1994a) より作成

になるとこの額は大きく減少し、91年にはネグリジブルなものとなっている。このため、CMEAの崩壊という外的ショックの生起によって政府は、財政の規模の縮小と既存の貿易体制の崩壊という2重のショックから経済の安定化に取り組まざるをえなくなったのである。

90年、91年と歳出の規模はGDP比で減少し、91年にはGDP比15%となった。政府は歳出削減策として、政府の余剰人員の解雇、資本支出の削減、91年から国有企業に対するワーキング・キャピタルの一般会計からの支出及び商業・サービス業に従事する国有企業に対する資本支出を停止している^{注38}。こうした要因によって91年の経常支出は89年と較べるとGDP比3.3ポイント低下し、12.2%となっている。なかでも、貸金支出を、89年のGDP比4.6%から91年には2.6%に半減させている。また、防衛関係の経常支出部分も削減したものと思われる^{注39}。但し、政府は社会サービスに関する行政経費については、GDP比でほとんど削減せず、90年にはこの比率はむしろ高まっているなど、この時期ヴェトナムが迎えた困難な構造調整の社会的な側面への配慮がなされている。他方、資本支出のGDP比での低下は大きなものであり、91年の資本支出は、GDP比2.8%に過ぎなくなるまでとなった。

歳入面では、90年まではその収入が好況であった89年の実績に依存するためGDP比歳入は増加している。これは、国有企業収入が89年の鉱工業部門の不況によってGDP比引き続き減少したにもかかわらず、好況であったその他の産業部門収入が石油関連収入増を除いても増加していることによって達成されたものである。政府は90年に、これまで行政令によって実施されてきた税制を法律に基づき実施することとし、国有部門と非国有部門の税制上の取扱いの統一及び課税ベースの拡大を図ることとした。これによって、91年からは、個人所得税等の新税の導入、国有企業に対する課税、資本使用料の徴収が行われることとなった^{注40}^{注41}。しかしながら、このような歳入拡大努力、石油収入の増加にもかかわらず、財政収入は91年にGDP比減少している。

財政赤字は、財政の削減努力の成果が表れ、次第に減少し、91年にはGDP比1.5%と財政均衡に近づけるところまで到達した。また、政府貯蓄も黒字に転じたため、国家銀行からの借り入れもGDP比1%を切っている。なお、90年に財政赤字ファイナンスとして対外借り入れがGDP比3%と89年のそれを上回っているが、CMEAからのファイナンスは激減していることから、これは他のソースによったものと見込まれる（あるいは、90年以降未払いデットサービスが急増していることから、未払い分が借款借り入れ増とカウントされたとも考えられる。）。

92年には歳出がGDP比拡大し20%を超える規模となったものの、経済の好況に支えられて歳入の伸び率は歳出のそれよりも高く、歳入もGDP比19%を超えるようになった。歳出の拡大はGDP比で経常支出、資本支出同程度の増加（2ポイント強）と

注38 IMF(94)統計によれば、ワーキング・キャピタルの供給は停止していない。

注39 WORLD BANK(93a)によれば経常支出の「残余」の部分は一義的に国防予算であるとしており、この額は89年と較べてGDP比1.7ポイント低下している。

注40 IMF(94)

注41 このため、減価償却引当金及び資本使用料を除いて91年度からは予算上主として税収項目に国営企業からの収入が計上されている。

なっており、資本支出はGDP比倍増以上となっている。また、経常支出のなかでは、社会サービス、一般行政サービスに対する行政支出が拡大している。これは、公務員の貨幣賃金の増大、就中、医療費、住宅費、教育費の貨幣賃金への組み入れなどによって92年末までには賃金ベースが2倍となったことを反映しているものと考えられる^{注42}。歳入は経常支出を大きく上回り、政府貯蓄は資本支出の7割を賄える規模となった。歳入増加には石油関連収入の増加が大きく貢献しており、同収入はGDP比4%に達したものと見込まれる^{注43}。財政赤字は、GDP比1.7%と低水準にあり、同年には国家銀行に対する借り入れの返済も実行されているほか、他方でGDP比1.3%の規模で債券が発行されている。

93年には歳出はGDP比27.1%と大きく伸び、歳入も22.3%となっている。特に経常支出の伸びは、資本支出よりも高く、歳出に占める経常支出の割合は再度高まる傾向となっている。また、歳出は、歳入の伸びよりも大きく財政赤字は4.8%となった。他方、歳入については、92年以降の傾向として、国有企業収入に対する依存は次第に低下してきており、また、国有企業収入のうちの課税分を含めた税収への依存度が増大する傾向が観察される。中でも輸出入規模の拡大に乗じて関税収入が増大しており、93年には歳入の19.3%を占めるようになってきている（88年には7.5%）。

4-3 金融動向

基本的に国家銀行は、物量計画によって決定された取引、予算執行を受け身で決済する役割を担わされていたため、ソフトな予算制約のなかでコスト・プラスのマークアップで価格設定を行うことが認められていて、さらには、政府との交渉によって損失の肩代わりを国家銀行に認めさせてきた国有企業、同じくソフトな予算制約のなかで不足分は国家銀行にファイナンスさせる行動様式に染まっていた政府による信用供与の要求はきわめて高く、また、貨幣に対する信任が低かったこともあり、貨幣供給量の伸びは80年代後半を通じて高いものであった。これに応じてインフレ率も高く、87年の貨幣供給量の伸びは前年度比300%を超え、インフレ率と同程度となっている。88年には400%を超える規模で貨幣供給が伸びているが、これはインフレ率を100ポイント以上上回っている。

88年から89年にかけて、政府は、国家銀行からの商業銀行部門の分離、それによって設立された国立銀行の貸出量コントロール手段の設定、実質利子率のプラス化等、政府は、インフレ抑制に対する強い取り組みの意志を明確にした。さらに、89年には、インフレ率以下に国有企業に対する信用供与増大を抑え込んだ。このような取り組みの結果、ドン貨に対する信任を得て、金、外貨からドン貨へのポートフォリオ・シフト等に成功したものと観察され、貨幣供給量の伸び率は前年と比べて半減に近い233.7%と抑制された。また、この年、M2GDP比率は前年比10ポイント以上上昇している。この結果、ほとんどの財に対する価格の自由化が行われたのにもかかわらず、インフレ率は低下し、74.3%にとどまった。

注42 IMF(94)

注43 WORLD BANK(93a)

90年には政府、国有企業に対する信用供与がさらに絞り込まれ、貨幣供給量はさらに減少し、物価上昇率も36.4%にまで低下した。しかしながら、90年後半からは実質利子率がふたたびマイナスとなり、また、91年になると国有企業に対する信用供与の伸び率が高まったこともあり、それに連れて91年には貨幣供給量の増加率は高まった。インフレ率も上昇している。

92、93年と、91年に一端拡大した貨幣供給量の伸び率は再度低下する傾向にある。92年には政府向け信用供与額は減少し、国有企業向け信用の伸び率もインフレ率以下に抑えられている。しかしながら、93年にはインフレ率が8%程度であるのに対し、92年に国立銀行からの低利融資の供与が停止されたはずの国有企業向けはそれを上回る信用供与の伸び率となっている。

4-4 国際収支

世銀のもちいた1米ドル=2.55TR（貿易ルーブル）^{注44}で換算すれば、85年に既に対交換可能貨幣地域向け輸出の総輸出に占めるシェアは約68%であり、輸入にしても約51%と過半数を超えており、ベトナムは決して貿易面でCMEAに全面的に依存していた訳ではない。その後輸入に占める交換可能貨幣地域のシェアは減少したが、改革前であっても輸出は常に60%、ときには70%を超えていた。もし、仮にこの1米ドル=2.55TRを統一以来の貿易に当てはめて計算すると長期的な貿易収支は図16のようになり、また、交換可能貨幣地域向けシェアは81年に既に60%を超えていたこととなる^{注45}。但し、国際収支のファイナンスについてはまったく別のことで、西側の貿易封鎖（むしろ貿易金融封鎖）によって、そのファイナンスは経済相互援助会議（CMEA）からのものがまったく支配的であった。

他方、対外貿易の経済に占める位置づけとの観点からは、その規模はきわめて限られたものとなっていた。GDPに占める総輸出の割合は、88年においてすら9.9%、輸入については19.1%であり^{注46}、輸出主導型成長によって高成長を遂げた近隣諸国と比較して格段に低い貿易比率となっている^{注47}。これは、きわめて制限的な貿易制度、ドンの為替レートの過大評価、78年のベトナムのカンボディア侵攻に端を発した国際環境の非友好化及び西側諸国による貿易（及び貿易金融・長期資金流入）封鎖による輸出入ファイナンスが限られたこと等にその原因を求められる。また、78年のCMEA加盟は、上記に述べた貿易制限的な諸制度を固定化したものと考えられる（CMEAについては付属2参照）。

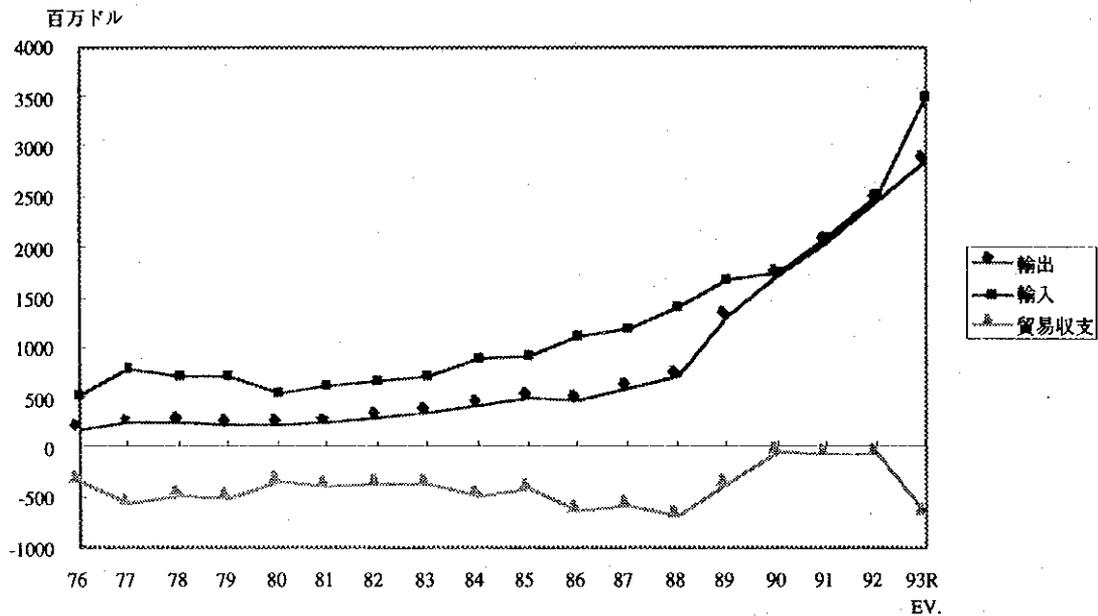
注44 WORLD BANK (93a)では85-87年の対米ドル・ルーブル為替レートを1米ドル=2.55TR、88-91年のそれを2.4TRとしている。同上書ではその理由が定かではないが、IMF資料では1米ドル=2.4TRは87-90年の平均クロスレートとしている。2.55TRの根拠については定かではないが、同様な理由によるものと思われる。

注45 仮に1米ドル=1TRとしても、84年には対交換可能地域向け輸出の総輸出に占めるシェアは40%を超えていた。

注46 IMF (94)より計算。世銀統計をもとに、WORLD BANK (94b)の為替レートをを用いてGDPをドル換算した算定値では88年に輸出3.4%、輸入6.5%。

注47 輸出入合計のGDPに占める割合は、韓国75% (80年)、62% (90年)、台湾106% (80年)、90% (90年)。

図16 長期貿易収支
(1米ドルを2.55振替ルーブルとした場合)



出所： VO NHAN TRI (1990) 及び WORLD BANK (1994a) より作成

(1) 国際収支システム面での改革

a) 為替市場の改革

先に述べたように、改革の前であってもベトナムはその貿易のかなりの部分を対交換可能貨幣地域に依存していた。しかしながら、その輸入は、当時の国際環境の中では、獲得可能なハードカレンシーの量によって制限されざるをえなかった。

そのうえ、86年には既にCMEAからの経済援助は今後次第に減少していくことが示されており^{注48}、現にCMEAからの長期資本の流入額（グロス）の名目米ドルベースの伸び率はきわめて低いものであった。また、対CMEA貿易であっても次第にハードカレンシーでの決済を求められるようになってきた。

このため、ベトナムは、必要な投入財を確保するためにもハードカレンシーの獲得を目指す必要があった。しかしながら、改革前にあっては対米ドル公定為替レートはきわめてドンが過大に設定されていたことから、国内での調達価格を公定レート建て国際市場価格ドン貨額より高く設定し（実質的にドンの切り下げと同様の効果）、輸出を奨励した。そして、国内での調達価格と公定レートでのドン貨建て輸出価格の差額を輸出補助金として支出したものと見込まれ、その額は次第に増加し、88年には補助金項目総額の3

注48 小川和男 (1992) によれば、ソ連は、1985年のゴルバチョフ政権成立後、途上国向け経済援助の全面的な見直しを行い、援助は大幅に削減され、対ベトナムについても87年以降無償援助は事実上停止された、としている。

3.4%^{注49}、同年の総輸出額の実に60.1%に当たっている^{注50}。また、ドンの過大評価のため、対外貿易組織（FTO）等によって獲得されたハードカレンシーは、公定レートで国に引き渡すのではなく、平行市場（闇レート、但し、89年には新聞紙上でこのレートも報じられるようになっておりほぼ制度化された市場）に流出することとなり、国は債務返済に必要とされる外貨の徴収にも支障をきたすこととなった。

このため、このような為替レート、補助金の提供は長期的に維持可能なものではなく、89年に主要な諸改革が実施された際、為替レートの大幅な切り下げ、対米ドルレートの一本化が行われた。また、補助金が全廃されたことにともないこの補助金も廃止された。公定為替レートはその後、平行レートから10～20%の範囲内に調整されるようになっていく。さらに、91年にはホーチミン市に外国為替トレーディング・ルームが開設され（92年ハノイにも設置）、参加可能な組織数はかなり制限されていたとは言え、それ以来全ての外国為替の決裁はこのトレーディング・ルームで決定されたレートで取引することとなるなどの外国為替面での改革が行われている。この結果、89年以降ベトナムの対米ドル為替レートは概ね平行レート、ひいては物価上昇にともなって下落しており、このため実質為替レートはほぼ一定となっている。

b) 貿易参入制限の緩和

貿易面での改革は、貿易参入制限及び輸出入数量割当の面で主要な改革が行われた。貿易参入制限については、輸出入取扱いについての少数の対外貿易組織（FTO）による独占は大幅に緩和され、次第に参加者数の増加が実現している。80年代後半にかけて次第に貿易に直接従事する団体は増加し、多数の中央地方のFTO、生産国有企業が参入することが可能となった。現在では輸出入取扱い権を取得する企業数は1千社を超え、そのうち民間企業が約15%を占めるほどになっている^{注51}。

c) 数量割当の緩和及び関税化

他方、輸出入貿易の数量割当に関しては、89年の改革によって貿易計画が概ね廃止され、輸出入の割当は限られた財にのみ適用されるようになった。89年には輸出数量割当て対象財の数は8、輸入については11財となった。また、92年には輸出入とも割当財数は4となっている。現在は輸出数量割当は存在せず、輸入についてもインディカティブな年間輸入計画量が示されるものの必要に応じ調整されるものであり、数量割当は存在しない^{注52}。

注49 WORLD BANK (94a)より計算。

注50 輸出補助金は対交換可能貨幣地域向け輸出だけでなく、対ルーブル為替レートも国内価格を反映したものはなっていないため、2国間交渉によって設定された輸出財価格水準によっては補助金が支出されていたものと考えられる。

注51 WORLD BANK (94a)

注52 VIETNAM INVESTMENT REVIEW 18-24 APR., 1994によれば、精製石油、化学肥料、鉄鋼、セメント、爆薬、繊維、布地、ジュート・バッグ、紙、タバコ製造用投入財、砂糖、牛乳、家電製品及び同部品、バイク及び同部品、ミニバス及び同部品の15輸入財と輸出財のうち米、原油、木製品については、政府のインディカティブな年間計画に従うものとし、このうち、米、原油、精製石油、鉄鋼及び爆薬については経済的に重要な物資であることから、米については18の国有企業、原油については1社が専管的に輸出に携わるものとし、また、他の4財については国有企業が各財の年間計画量の50-70%を取り扱うことが認められるとし、計画の残りは輸出入権を有する企業に配分されるとしている。

関税は、89年の大幅な変更によって、輸出税については、課税対象財の数が30から12に削減され、また、税率も軽減された。他方、輸入税については、同時期に関税レート数の簡素化が行われ、課税カテゴリーは124から80に削減された。但し、課税レート自体は上昇し、また課税ベースも拡大されている。93年になると、関税率の上昇、加工度に応じたタリフ・エスカレーションが強化されるとともに、輸入数量割当の関税への変換が進められた。さらに、94年の関税システムの改善によって、輸出振興策の一環として、輸出企業は、輸出のために必要とされる投入財の輸入については、3カ月以内に輸出のために加工されることを条件に輸入税が免除されるようになっている。輸入税率は、0%から200%までの範囲にあるが、その枠内で20もの異なった税率が適用されており煩雑である、しかもそのほとんどは20%以下の税率となっている^{注53}。

外国貿易は、90年の時点で未だ年間輸出入計画を政府に提出して承認をうる必要があり、直接貿易に従事しうる企業数に限りがあったが、上にみたように為替レートの実勢化、輸出入ライセンス発給及び貿易業務の分権化、輸出入価格の自由化、数量割当の減少、さらには輸出入関税の合理化も行われたため、貿易の自由化が大きく前進した。

d) 直接投資奨励策

次に、直接投資についてであるが、1987年の段階できわめてリベラルな直接投資法が設置されている^{注54}。同法のもとで、外国企業との生産契約、ジョイントベンチャー、100%外資所有企業の設立の3つの形態が認められた。しかしながら、外国送金には同国の為替レート及び外国為替管理法の適用を受けること、さらには、土地を所有することができず国からのリースによらざるをえないこと等の制約があった。さらに90年にはベトナム民間企業も外国企業と投資プロジェクトに参加しうるように投資法が改訂され、92年の改訂^{注55}では、民間企業は外国企業とジョイントベンチャーを行えるようになった。さらに同改訂によって、ジョイントベンチャー企業は最大限70年の土地の使用権を保障された他、輸出加工区の設置、BOTに関する条項、ジョイントベンチャー企業が供与された特権の将来の法改正による不利益を被らない保障等が提供されている。さらに、1992年憲法は、外国投資企業の国有化をしないことの保障を与えている^{注56}。

現状における外資に対する税制上の優遇措置としては、法人税の税率が国内企業と比較して大幅に低く、さらに、黒字転換後一定期間の法人税の減免措置、輸入免税等がある。また、輸出加工区における優遇措置としては、一般の外資企業に対してのもの他に、輸出入関税の免除、さらに低い法人税率、行政サービスを一括して受けられることなどがある。

しかしながら、合資会社への外国人、外国資本の参加は許されておらず、また、外国人によるベトナムの企業の株式保有も禁止されている。このため、FDIによって設立

注53 WORLD BANK (94a)

注54 最初の外資法の内容は単純なもので、外資の出資比率は49%まで、外資企業の存続期間は10-15年の短いものに限られていた。

注55 92年の直接投資法の改訂の内容は、WORLD BANK (93a)による。

注56 WORLD BANK (93a)

が可能なのは、外国投資法の下での有限会社のみである^{注57}。また、外国投資を含む民間投資、特に外国投資の妨げとなっているものとして、土地使用権についてのものがある。なかでも、外国人は土地使用権の売買や移転を行うこともできないが、抵当権及び担保に関する制限をあげることができる。現在のところ、外国人は、BOTのもとでのみ土地使用権についての抵当権を設定することができる。

外国投資受け入れに関する、煩雑かつ非効率な行政上の手続き、過剰な数の政府機関の関与、法律の未整備及び頻繁に行われる法、政令、規則の改正、さらには法解釈の不統一、担当する職員の能力不足も多くの外国投資家によって直接投資流入の障害として取り上げられている。また、ジョイントベンチャーについては、とくに、企業の組織と運営に影響する主要な意志決定の際には、取締役会の全員一致を必要とされる点、また、支店の開設が許されていない点も指摘されている。

(2) 国際収支動向

貿易システムの改革、為替レートの改革、国内の諸改革、さらにはカンボディアからのヴェトナム軍の撤退による対外関係の好転によって、89年には輸出額の伸びはきわめて大きなものであった（年間伸び率は80%、図17参照）。この伸びは、対交換可能貨幣地域向け輸出が急激に増加したことによるものであった。それによって高くなった国際収支の天井によって同地域からの輸入も増大した。他方、対非交換可能貨幣地域向けは、89年に、輸出は緩やかな増大、輸入は経済援助の減少によって縮小せざるをえなかった（図18参照）。このため、この年の対交換可能貨幣地域向け輸出の総輸出に占めるシェアは増大し、74%となっている（輸入は59%）。輸出の増大に貢献したのは、88-89年と続く豊作、為替レートの切り下げによる輸出インセンティブの増加によって大規模な輸出が可能となった米、89年から本格的な商業生産を開始した石油であった。これに海産物を加えた3つの主要輸出品で89年には総輸出の49.3%を占めている（後掲別表9-1参照）。

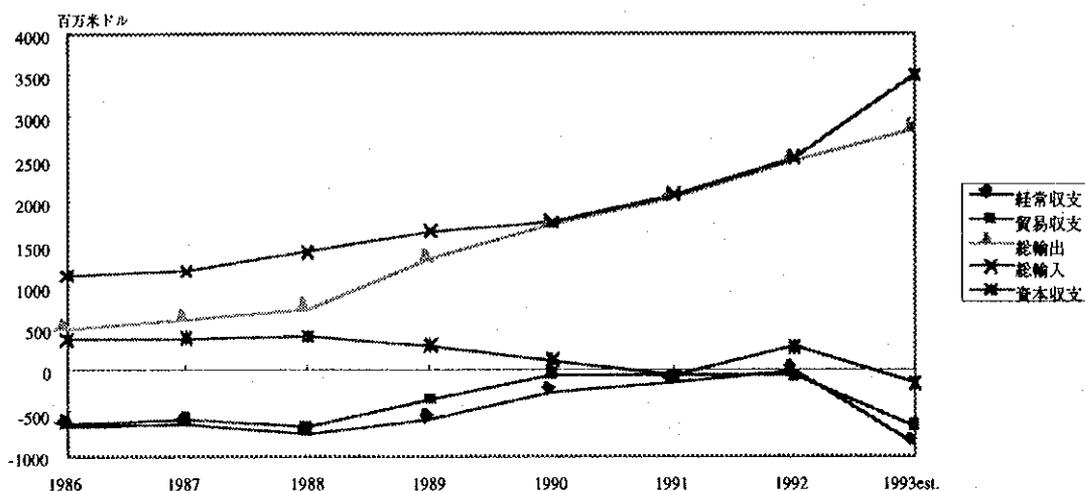
88年までドンの過大評価等のためにきわめて低かったヴェトナムの貿易依存度（輸出入額合計のGDPに占める比率）は急増し、88年の29%から89年には41%となっている^{注58}。

90年からはCMEA弱体化・崩壊の影響が次第に表れだし、既存の越ソ貿易協定が終了した91年にはその影響は本格的なものとなった。91年の対非交換可能貨幣地域向け輸出入は無きに等しくなったのである。CMEA崩壊は、それまでに漸減傾向にあったとはいえ、その貿易依存度からいって、輸出市場の喪失、国際価格より低い低価格輸入品の喪失（非交換可能貨幣地域からの単位当たりの輸入価格と平行する交換可能貨幣地域からのそれを比較するとこの差は明か）、低利融資の喪失といった面での影響はすこぶる大きかったものと考えられる。これをヴェトナムは石油輸出の増大（91年の輸出増加にお

注57 WORLD BANK (94a)。また、このため、これまでのところ外国資本によるポートフォリオ投資の流入は許されていない。

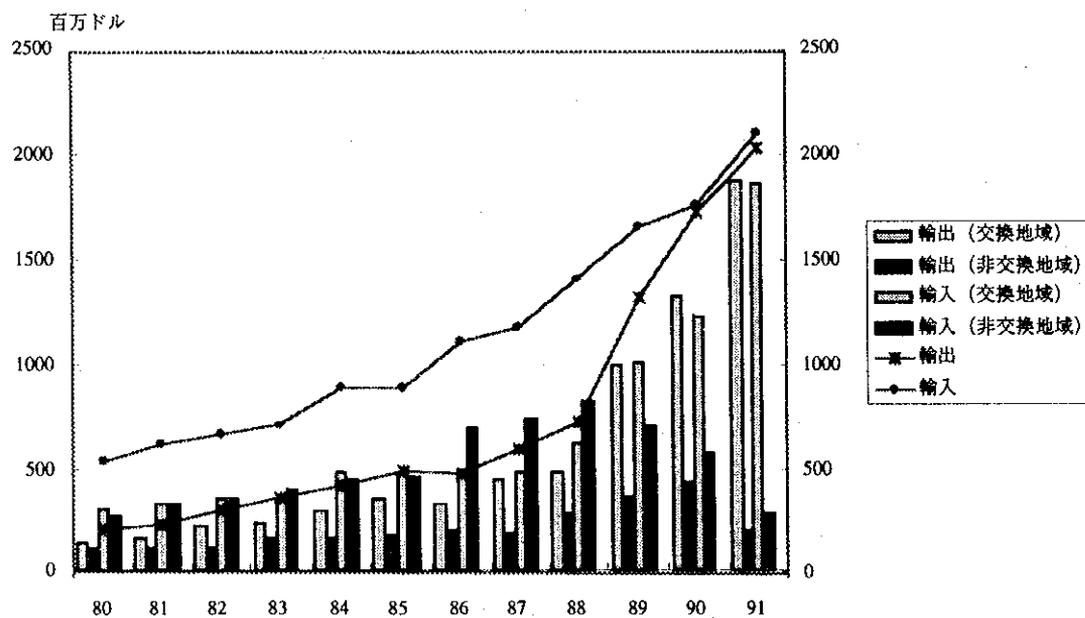
注58 IMF (94)より算出。世銀資料に基づく算定値によればこれは、88年9.9%、89年47.4%。

図17 国際収支



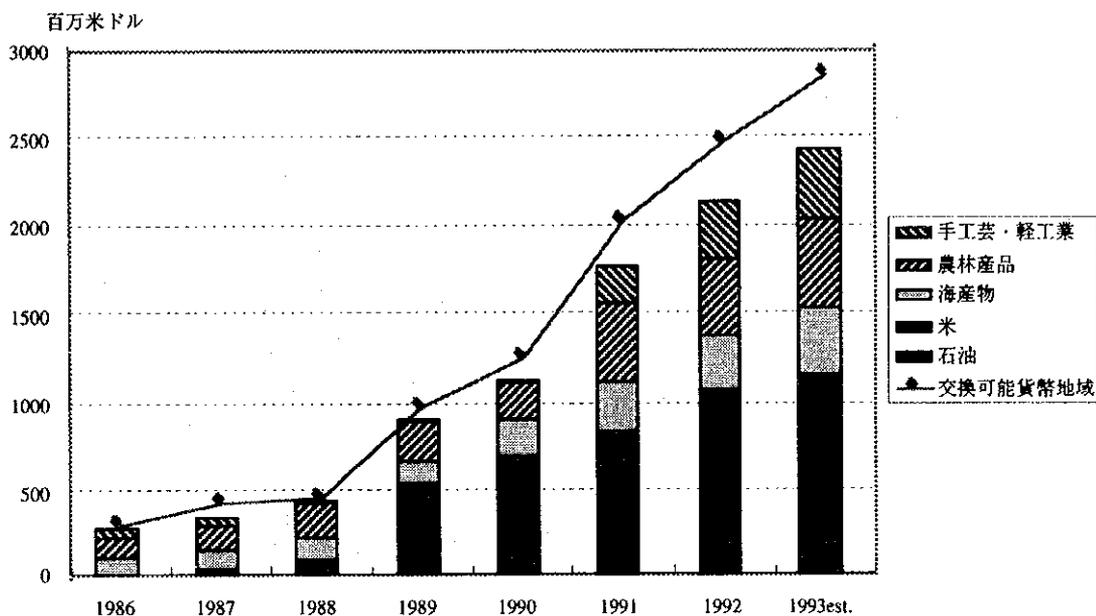
出所： WORLD BANK (1994a)

図18 貿易動向 (交換、非交換可能貨幣地域別)



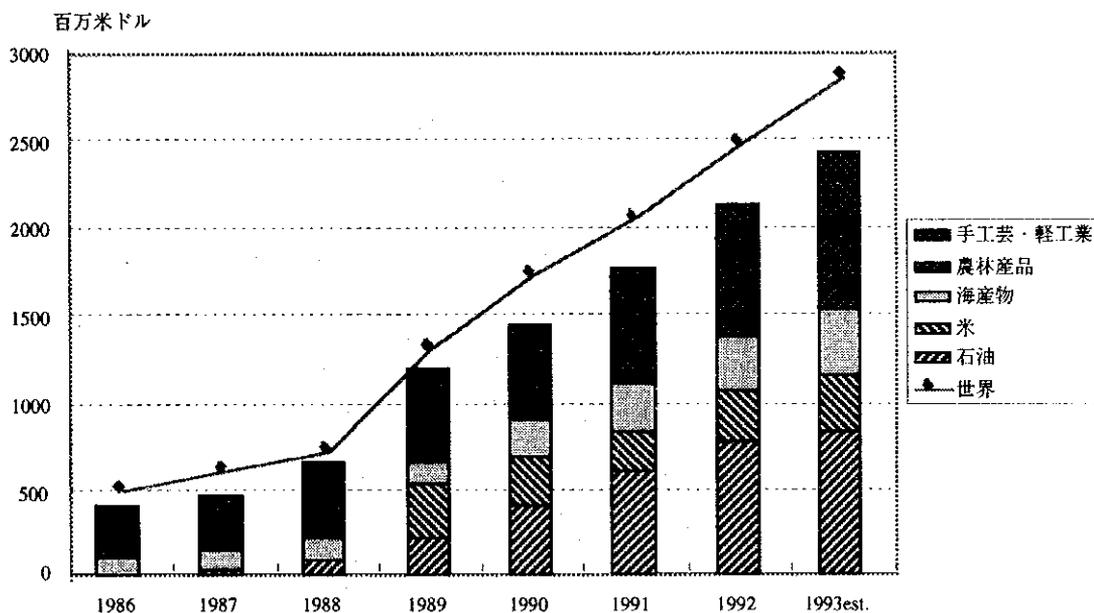
出所： VO NHAN TRI (1990) 及び WORLD BANK (1994a) より作成

図19-1 対交換可能貨幣地域向品目別輸出額の推移



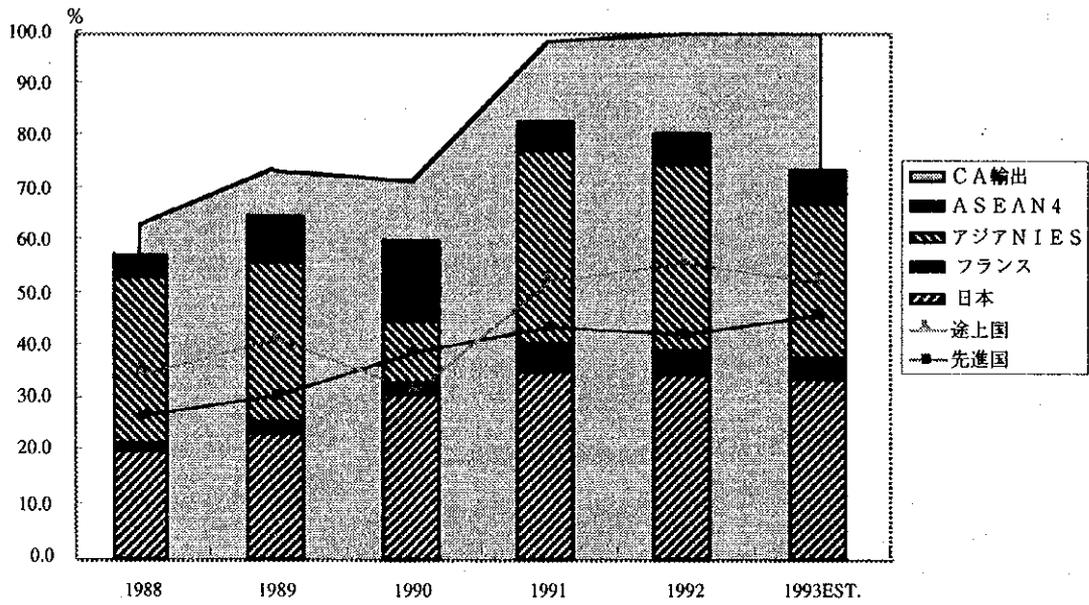
出所： WORLD BANK (1994a) より作成

図19-2 対世界向品目別輸出額の推移



出所： 同上より作成

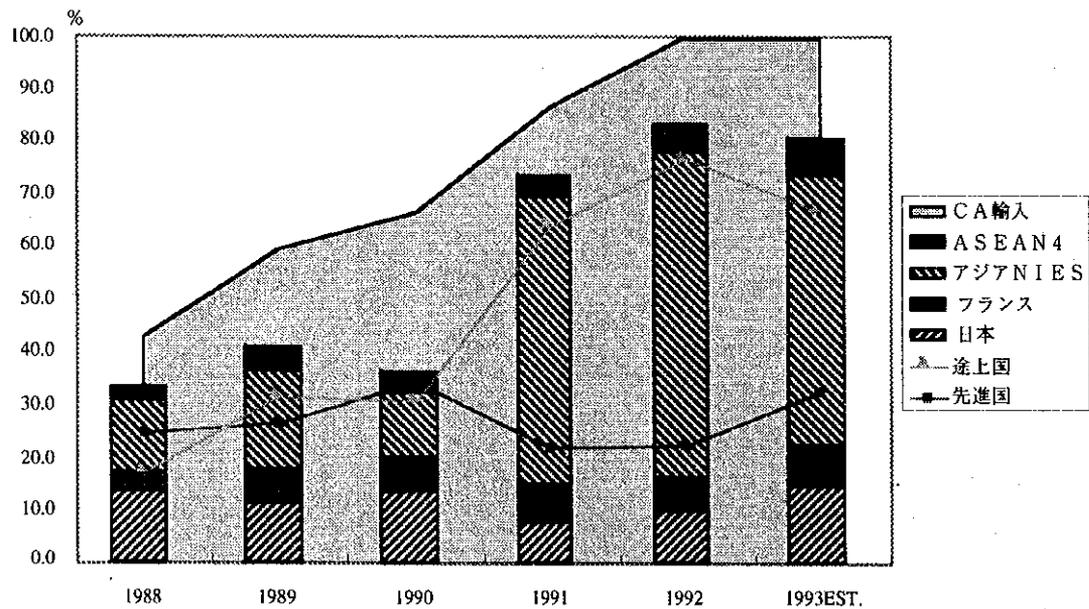
図20-1 対世界輸出に占めるシェア



注： CA輸出とは対交換可能貨幣地域向け輸出

出所： WORLD BANK (1994a) より作成

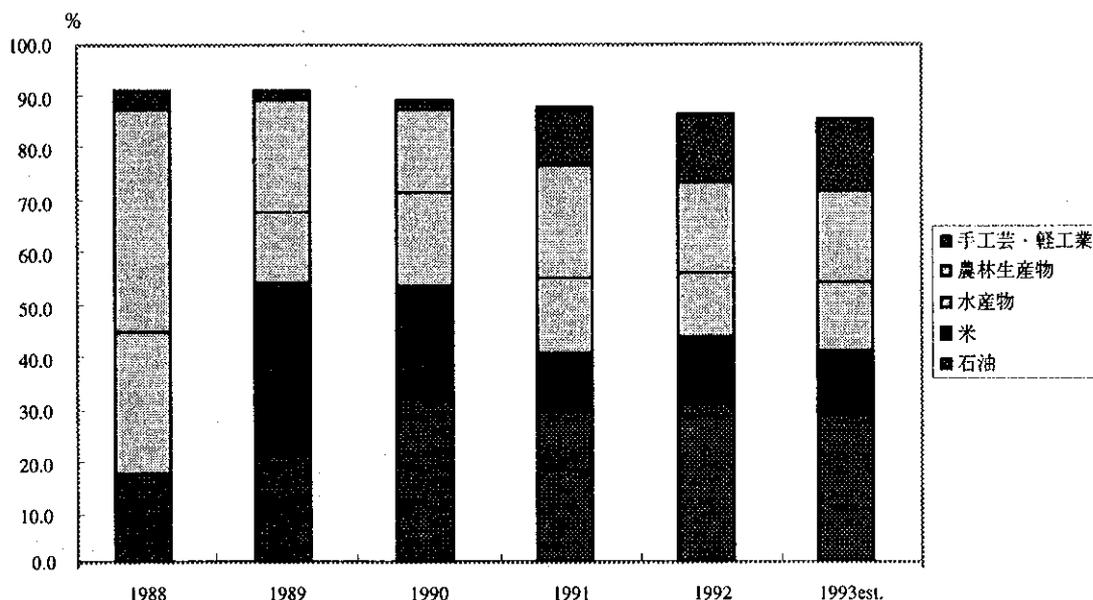
図20-2 対世界輸入に占めるシェア



出所： 同上より作成

ける石油輸出の寄与率は61.4%)、農林産品輸出増加及び手芸・軽工業品輸出先の非交換可能貨幣地域から交換可能貨幣地域への比較的スムーズな転換によって乗り切ることが可能であった(図19参照)。また、輸出先については^{注59}、88年から91年の間に日本への依存度が増大し、総輸出に占める日本への輸出はこの期間中20%から35%に増大、また、シンガポール向けが16%から21%となり、これらによって東アジア域内向けが91年には総輸出額の78%以上となった(88年には56%)。(図20参照)。輸入については、輸入先を主に途上国、中でも東アジア域内に振り替えることによって必要物資を確保したものと観察される(なお、日本からの輸入は、88年に13%以上あったものが91年には7.5%に低下している)。主として非交換貨幣地域に輸入を依存していた石油の輸入量はCMEA崩壊前後で目立った減少はなく、シンガポールのスポット市場からの調達に代替させている^{注60}。他方、肥料については、92年以降輸入量は減少しているが、これは輸入肥料価格の高騰が原因とも考えられる。このような動きによって、対交換可能貨幣地域への転換も比較的スムーズに行われたものと思われる、対交換可能貨幣地域の輸出入に占めるシェアは着実に増加した。他方、このような非常事態への対応は、92、93年と修正されつつあるものと思われる、輸出入とも次第に東アジア域内のシェアは低下しつつあり、また、輸出入産品にしても多様化しつつある(図21参照)。

図21 総輸出に占める品目別シェア



出所： WORLD BANK (1994a) より作成

注59 以下輸出入仕向地別の統計についてはIMF(94)によっている。

注60 GOVERNMENT STATISTICAL OFFICE (1994c)

ベトナムは、90年には貿易収支のほぼ均衡を達成しているが、これは、輸出の急増、輸入のこれまでの低成長の継続によって実現されたものである。引き続き西側の貿易封鎖によって大規模な貿易金融、長期資金を獲得できなかったこと、また、CMEAの崩壊によるCMEAからの経済援助の減少によって輸出の増大に刺激されて輸入を膨張させることを阻止できたことから、ベトナムは輸出によって獲得した外貨の天井までしか輸入を行うことができなかつたのである。このことは、公的外貨準備が、90、91年に輸入の実に0.7週間分しかなかった^{注61}ことによって裏付けられよう。貿易収支の均衡は、91、92年と継続したが、92年末には日本を含む西側からの長期資金が流入するようになり、これを見込んだ輸入が急増し、93年の貿易収支は655百万米ドルの赤字となっている。

他方資本収支の方は、上記に述べたように89年までにCMEAからの低利融資は停止し、90年以降長期借款の流入は激減した。92年になると西側諸国との関係は正常化し始めそれ以降年間相当量の長期借款が再び流入するようになった^{注62}。89年以降92年までこのような長期借款の流入減少を一部相殺するようになったのは直接投資である。ベトナムは、87年に対外投資法を制定し、次第に法改正などによって条件面での整備を進めてきている。こうしたベトナム側の投資受け入れ努力、また、経済の安定化、西側との関係改善もあって直接投資受入は増大し始め、91、92年と長期借款が激減したときにも増加し続け、93年には300百万米ドルに達している（後掲別表7参照）。投資認可申請額ベースでは89年から93年までの間にその額は年率50.7%で増大している。88年から93年の累積認可申請額のうち、30%程度が実現している^{注63}（後掲別表10参照）。同じく申請額ベースでの業種別内訳は、88-94年累計で、サービス業の割合が最も高く、次いで工業、石油・ガスの順となっている^{注64}。また、地域別にみれば、ホーチミン市及びその近郊が88-94年9月までの累計で55%を占めており、次いでハノイ・ハイフオンの29%であり、プロジェクト1件当たりの投資申請額でみればハノイ・ハイフオンが最も高く同地域への投資が比較的大型中心であることが観察される^{注65}（図2.2参照）。また、近年北部への直接投資流入が相対的に拡大しているとの情報もあり、注目される^{注66}。

ベトナムは、石油への依存は大きいものの1、2の産品にのみ大幅に特化することなく貿易の多様化を達成し、対外面での危機を乗り切ることができた。しかしながら、このような成果は、債務を累積することによってはじめて達成可能であったもので、毎年300百万米ドル規模の未払いを増加させ続けていたのである。この結果93年末には交換可能貨幣地域に対しては40億米ドル以上に上る中長期債務を累積させている^{注67}。この

注61 IMF(94)

注62 ベトナムはメンバー国としてIMFとのコンサルテーションを継続し、改革に関して意見交換、アドヴァイスを受けていたようであるが、金融面での正常化は92年以降のこととなった。

注63 但しこの認可申請額は、純粋な直接投資だけではなく、合弁の場合等の現地資本をも一部含んでいるものと思われる。

注64 VIETNAM INVESTMENT REVIEW, 2-8 JAN., 1995

注65 VIETNAM INVESTMENT REVIEW, 24-30 OCT., 1994

注66 VIETNAM INVESTMENT REVIEW, 10-16 JAN., 1994によれば、88-91年の北部への投資は金額で20%を占めていたものが、92-93年には44%のシェアとなったと報道している。

注67 IMF(94)

図22-1 海外直接投資関連認可投資額セクター別割合
 (内円：88-93年累計、外円：94年単年)

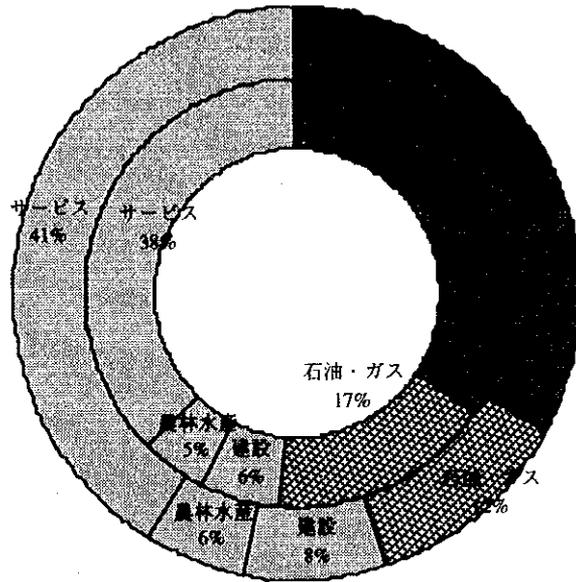
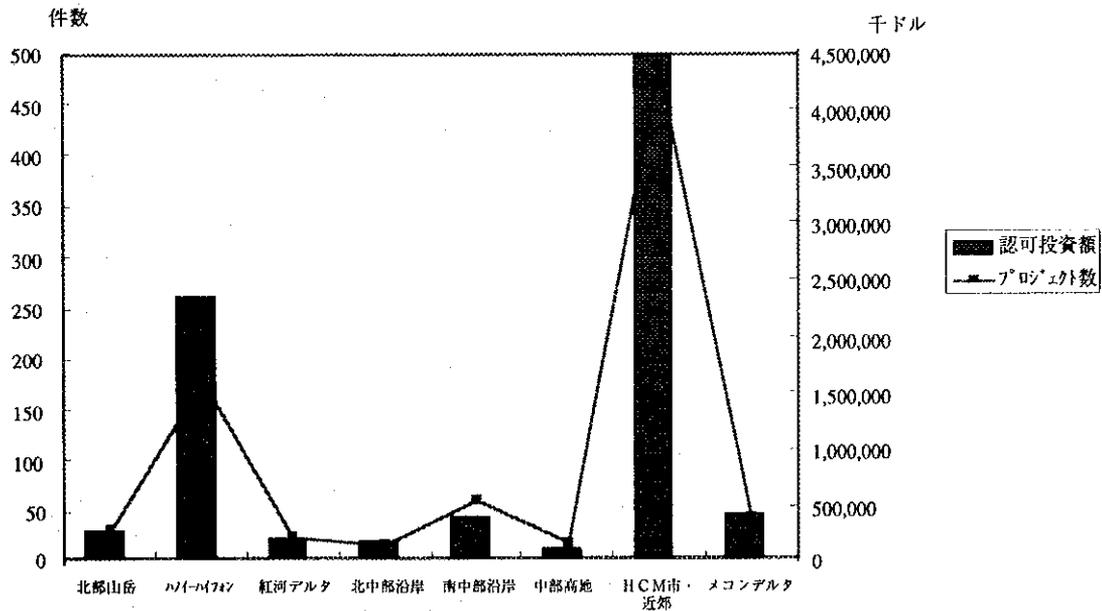


図22-2 海外直接投資関連認可投資額・プロジェクト数 (88-94年累計)



出所： VIET NAM INVESTMENT REVIEW, 2-8 JAN., 1995より作成